

2026年3月期基準(2025年8月1日版)

Financial Reporting Practical Skill Examination

財務報告 実務検定 開示様式理解編

公式テキスト

解説編

宝印刷株式会社 監修

日本IPO実務検定協会 編

現行法令に完全対応！

学習したことがそのまま実務に活きる！

開示書類作成前の知識確認に最適！



リンケージ・パブリッシング

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用することは、著作者・出版社への権利侵害となり、著作権法上の例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いにおいては以下の点にご注意ください。

- ・ 本書の著作権は、日本 IPO 実務検定協会にございます。
- ・ 本書の一部または全部を、データの種類（印刷物、電子ファイル、ビデオ、インターネット等）の如何にかかわらず、複製、転載、第三者へ転売（オークション含む）する事を禁じます。

はじめに

2008年4月1日以後開始する事業年度からスタートした財務報告に係る内部統制報告制度は、今やすっかり定着した感があります。また、四半期報告書については45日以内の提出が必要とされ、決算短信の平均開示所要日数も短縮化の傾向にあります。さらに、国際財務報告基準（IFRS）の任意適用に踏み切る企業も増加傾向にあります。

このように、決算の適正化・早期化が要請されるとともに、会計基準の高度化・複雑化が進行する中、特に新興企業においては、上場後の開示義務を全うできていないところが少なくありません。また、大企業であっても、訂正報告書を提出するケースが後を絶ちません。

その背景には、企業側の教育体制の不十分さに加えて、社内における開示ノウハウの偏在があるものと思われます。

大企業においてさえ、開示に関する体系的な教育体制が整備されているところは多くありません。また、企業規模が大きくなればなるほど、開示業務が分野別に細分化される傾向があるため、開示業務を全体的に俯瞰できる人材は、長年の人事異動を通じて複数の業務を担当しない限り育ちにくいという問題もあります。このため、大企業にあっても、開示書類全体を通してチェックできる社員はごく少数のベテランに限られがちであり、仮にそのベテラン社員が退職したり、病に伏せたりした場合には、適切な開示ができなくなるおそれがあります。

こうした中、開示実務の教育インフラとしての役割を果たすのが、財務報告実務検定・開示様式理解編です。本検定は、財務報告そのものに加え、決算整理後残高試算表から有価証券報告書等の財務報告までの開示に関する一連の流れを出題範囲としています。すなわち、本検定は、各種開示書類の目的、作成要領、データの関連性に始まり、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲かつ体系的に問う試験であり、逆に言えば、本検定に合格するための勉強をすれば、自然にそのスキルが身につくように作られています。

財務報告実務検定・開示様式理解編は、既に企業の開示関連部門で実務経験のある方のスキルアップ、知識の体系的整理に役立つのはもちろん、人事異動等で開示関連部門に配属されたばかりの方や新入社員の方が開示実務のベースとなる知識を身につけるためにも、有効なツールとなるはずです。また、これまで簿記や公認会計士試験、税理士試験等の勉強をしてきた方や、一般の経理事務にのみ携わってきた方が、転職等により上場企業で開示関係の仕事に就くことを目指す際にも、本検定の成績が一定のスキルレベルを有することを示す証明として、役に立つことでしょう。

財務報告実務検定・開示様式理解編を通じて上場企業の開示実務担当者のレベルアップが図られ、それによって適切な財務報告がなされることで証券市場の適正化、活性化が実現することを心より願い、巻頭の辞とさせていただきます。

財務報告実務検定・開示様式理解編 試験委員長 古庄修

財務報告実務検定・開示様式理解編について

I 財務報告実務検定・開示様式理解編とは？

上場企業は、投資家に対して経営成績や財政状態をはじめ、投資判断に必要な財務情報等を開示（財務報告）する義務を負っていますが、近年、その義務を果たせない上場企業が後を絶ちません。

なぜ決算を組むことができているのに、その開示ができないのでしょうか。その一因は、多くの場合、財務報告担当者のスキル不足にあります。サステナビリティ情報の開示、有価証券報告書の総会前開示等々、決算の適正化・早期化の強い要請や開示内容の拡充により企業の財務報告負担がますます重くなる中、その要請に応えるだけのスキルアップが追いつかない財務報告担当者が少なくないのが実情です。

財務報告は、その性質上、経理部門が相当部分を担うのが通常です。経理部門にとって必要なスキルと言うと、まず簿記を連想する人が多いと思いますが、適切な財務報告を行うには、それだけでは不十分です。確かに、簿記は決算を組むためには必須のスキルです。しかし、決算の内容を投資家に対して、適切な時期に適切な様式に則り伝えるためには、「開示能力」という全く別のスキルが必要になります。

そして、この開示能力を幅広く問うのが財務報告実務検定・開示様式理解編です。すなわち、財務報告実務検定・開示様式理解編とは、各種開示書類の目的、作成要領、データの関連性に始まり、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲かつ体系的に問う試験であり、本検定に合格するための勉強をすれば、自然にそれらのスキルが身につくように作られています。

II 検定主催団体について

財務報告実務検定試験は、一般社団法人日本 IPO 実務検定協会 により運営されています。日本 IPO 実務検定協会は、上場（IPO=Initial Public Offering）準備に必要な実務能力を認定する我が国初の試験である IPO 実務検定試験を通じて上場準備を担う人材を育成し、新規上場を促進することを目的に設立された団体です。

日本 IPO 実務検定協会では、このように新規上場を促進する一方で、上場後の決算業務、開示業務をフォローアップするため、各種開示書類の目的、作成要領、データの関連性、さらに、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲かつ体系的に理解しているかを問う「財務報告実務検定【開示様式理解編】」、連結財務諸表を作成する際に必要となる基礎資料の作成（連結子会社・持分法対象会社の情報収集、海外子会社の財務諸表の換算、取引や債権債務の照合表の作成等）から連結精算表を経て連結財務諸表が作成されるまでのデータの流れや手順、XBRL の実務を含む開示のルールといった“連結財務諸表を作成し開示を成し遂げる力”を問う「財務報告実務検定【連結実務演習編】」を開発・運営しています。

III 財務報告実務検定・開示様式理解編を受験するメリット

財務報告実務検定・開示様式理解編の試験範囲となっている項目を学習すれば、決算整理後残高試算表から有価証券報告書等の財務報告までの開示に関する一連の流れがしっかり頭に入ります。

既に企業の開示関連部門で働く方は、これまで実務で身につけた知識を体系的に整理することができるでしょう。また、開示関連部門に配属されたばかりの方や新入社員の方、これまで簿記や公認会計士試験、税理士試験等の勉強をしてきた方や、一般の経理事務にのみ携わってきた方は、財務報告実務を担うためのベースとなる知識を身につけることができます。転職等により上場企業で開示関係の仕事に就くことを目指す際にも、財務報告実務検定・開示様式理解編で一定の成績を残していることが、スキルレベルを客観的に示す証明として役に立つことでしょう。

IV 出題にあたっての基本方針

財務報告実務検定・開示様式理解編は、本公式テキストを前提として出題されます。具体的には、財務報告等の開示資料（有価証券報告書、半期報告書、決算短信、四半期決算短信、適時開示、連結計算書類、計算書類等）の様式・記載内容・開示方法が問われることになります。

財務報告実務検定・開示様式理解編では、3月末決算の東証上場会社（プロ向け市場は対象外。別記事業ではなく、連結あり、IFRSの任意適用なし）を前提として、毎年8月1日に翌年3月期（以下、「試験対象基準期」）の財務報告に原則適用となる法令等を出題範囲とした問題に更新されます（早期適用については出題範囲外）。また、半期の財務報告についても、試験対象基準期の半期に原則適用となる法令等が出題範囲となります（早期適用については出題範囲外）。

例えば、X1年8月1日からX2年7月31日までの期間に受験する場合、X1年8月1日の翌年3月期はX2年3月末を決算日とする事業年度であることから、その事業年度の財務報告に原則適用となる法令等が出題範囲となります（試験対象基準期は「X2年3月期」となります）。半期の財務報告についても、X2年3月末を決算日とする事業年度の半期の財務報告に原則適用される法令等が出題範囲となります。また、X2年8月1日からX3年7月31日までの期間に受験する場合、X2年8月1日の翌年3月期はX3年3月末を決算日とする事業年度であることから、その事業年度の財務報告に原則適用となる法令等が出題範囲となります（試験対象基準期は「X3年3月期」となります）。半期の財務報告についても、X3年3月末を決算日とする事業年度の半期の財務報告に原則適用される法令等が出題範囲となります。

以上をまとめると、下表のとおりです。

試験対象基準期	受験可能日	試験対象法令等
2026年3月期	2025年8月1日から 2026年7月31日まで	3月末決算の東証上場会社を前提として、2026年3月末を決算日とする事業年度において原則適用となる法令等（半期の試験対象基準期も同様）
2027年3月期	2026年8月1日から 2027年7月31日まで	3月末決算の東証上場会社を前提として、2027年3月末を決算日とする事業年度において原則適用となる法令等（半期の試験対象基準期も同様）

今後、法令等の改正があった場合には、その都度、原則適用の施行日より試験問題及びテキスト類がアップデートされます。

なお、IFRSへの対応については、本検定は原則適用の基準等を出題するというスタンスを維持しつつも、IFRSの任意適用の状況を勘案したうえで、IFRSの取扱い方針を明確化する予定です（詳細は本検定公式ホームページにて、十分な時間的余裕をもってアナウンスいたします）。

V 出題範囲及び主な出題内容

試験においては、大部分の問題が本公式テキストより出題されます。ただし、財務報告実務検定・開示様式理解編の試験委員会が実務上重要と判断した事項については、本公式テキストにおいて言及がなくても出題される場合があります。たとえば、会計基準等に関しては、開示資料の作成に必要な範囲で出題されることがあります。また、計算問題を含む総合問題も出題されますので、公式問題集、計算問題対策問題集で対策をしてください。

詳しい出題範囲は次の一覧表のとおりです。

〈出題範囲〉

試験科目	項目	主な出題内容
財務報告概論	ディスクロージャーの目的・分類・効果	総論、ディスクロージャーの分類、財務報告の範囲と開示プロセス、会計制度改革とディスクロージャー制度、投資家との建設的な対話とコーポレート・ガバナンス、サステナビリティ情報開示に関する最近の動向
	ディスクロージャーの体制と年間スケジュール	総論、年間スケジュール、本決算スケジュール、有価証券報告書の総会前開示
	財務報告基礎データの収集	決算・財務報告業務開始前に確認しておくべきデータ、データ収集のツールとしての連結パッケージ、有価証券報告書の各開示項目に必要なデータの概要、財務報告基礎データの収集体制の整備、他社事例の収集等

財務報告概論	財務報告に係る内部統制	総論、財務報告に係る内部統制の評価・報告の流れ、決算・財務報告プロセス等に係る内部統制構築上の留意点
	金融商品取引法	総論、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、内部統制報告書、その他の開示書類、電子開示実務
	適時開示	総論、決算短信、四半期決算短信、決定事実・発生事実、不適正な適時開示に対する措置
	会社法	各事業年度において作成が必要となる財務情報等、会社の計算等に関する会社役員の実務責任
	その他	その他の提出書類等、IR と任意開示
財務報告各論 (金融商品取引法)	有価証券報告書	開示府令・財規・連結財規における規定内容、各数値の計算方法・整合性、表示に関する計算問題
	半期報告書	開示府令・財規・連結財規における規定内容、有価証券報告書との相違、各数値の計算方法・整合性、表示に関する計算問題
	内部統制報告書	内部統制府令の規定内容、財務報告に係る内部統制基準・実施基準の規定内容
財務報告各論 (適時開示)	決算短信	取引所規則における規定内容、有価証券報告書との相違、各数値の計算方法・整合性、表示に関する計算問題
	四半期決算短信	取引所規則における規定内容、半期報告書との相違、各数値の計算方法・整合性、表示に関する計算問題
	その他の適時開示等	決定事実・発生事実・コーポレート・ガバナンス報告書に関する取引所規則における規定内容
財務報告各論 (会社法)	招集通知	会社法、会社法施行規則の規定内容
	事業報告	会社法、会社法施行規則・会社計算規則の規定内容、有価証券報告書との相違
	連結計算書類	会社法、会社計算規則の規定内容、有価証券報告書との相違、各数値の計算方法・整合性、表示に関する計算問題
	計算書類等	会社法、会社計算規則の規定内容、有価証券報告書との相違、各数値の計算方法・整合性、表示に関する計算問題

Ⅵ 受験要項の概要

受験資格	なし
問題数	選択式 100 問 および総合問題 3 問（各総合問題は、計算問題を含む小問 2 ～ 3 問より構成）
試験時間	120 分
合格ライン (1,000 点満点中)	財務報告実務検定・開示様式理解編 Advanced・・・800 点以上
	財務報告実務検定・開示様式理解編 Standard・・・600 点以上 799 点以下
	財務報告実務検定・開示様式理解編 Basic・・・400 点以上 599 点以下
受験料	13,200 円（税込） ※財務報告実務検定会員は 11,000 円（税込）

※ 財務報告実務検定会員について

財務報告実務検定・開示様式理解編に合格すると（Basic、Standard、Advanced の種別は問いません）、「財務報告実務検定会員」になることができます（年会費は 13,200 円〈税込〉）。

財務報告実務検定会員には、最新のディスクロージャー実務情報やサステナビリティ関連情報のほか、ディスクロージャー関連の法令、会計基準、IFRS 等の最新情報、改正情報等の効率的な習得や財務報告実務検定・開示様式理解編のさらなる得点アップに役立つ会員限定の継続研修を受講できるほか、合格した試験の種類に応じ下記の資格が付与されるとともに、資格証に相当する会員証が発行されます。会員は下記の資格を名乗る（名刺や履歴書に記載することを含みます）ことができます。

詳細は本検定公式ホームページの会員限定コーナーをご覧ください。

<会員に付与される資格について>

合格した試験		会員登録後に付与される資格	英語名称	ロゴ
財務報告実務検定 【開示様式理解編】	Basic	ディスクロージャー・アド ミニストレーター	Certified Disclosure Administrator	
	Standard	ディスクロージャー・プロ フェッショナル	Certified Disclosure Professional	
	Advanced	上級ディスクロージャー・ プロフェッショナル	Certified Advanced Disclosure Professional	

Ⅶ 受験要項の詳細

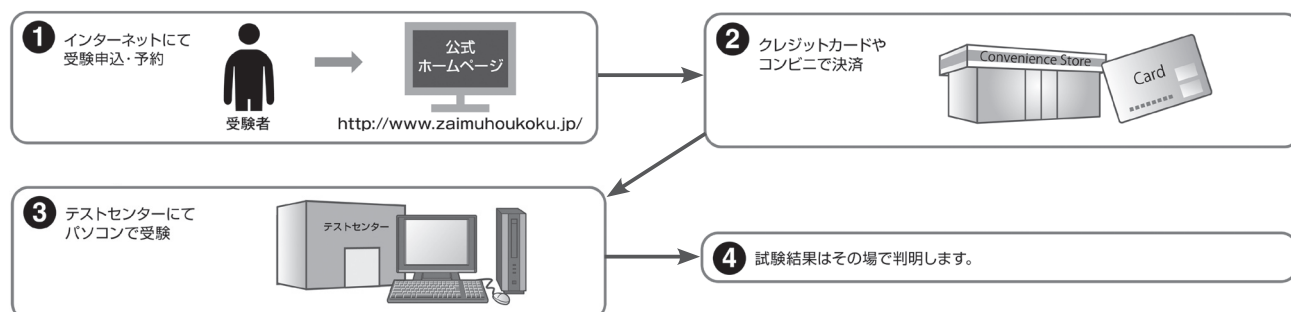
i 試験方式

CBT（Computer Based Testing）方式、つまりコンピュータを利用した試験です。

* CBT（Computer Based Testing）方式とは？

CBT 方式とは、コンピュータ画面上に表示されたテスト問題に、マウスやキーボードを使って解答する試験方式です。決められた場所や日時に受験することが求められる会場型の一斉テストと違い、CBT は試験会場が全国各地にあり、また、試験の日時も受験者が自由に選択できるため、忙しい社会人にも受験しやすいのが特徴です。

CBT 試験は、指定の各試験会場（自宅等において受験することはできません）において厳格な監督下（免許証等による本人確認、ビデオカメラによるカンニング防止等）で行われるため、TOEFL[®] 試験や証券外務員試験、海外では、医師国家試験（米国）、米国公認会計士試験、運転免許試験（英国）など公的要素の強い試験にも採用されています。また、同一人物が複数回受験した場合であっても、受験の度に試験問題がシャッフルされるため、前回受験時と試験内容が同じになることはありません。



ii 受験会場、試験実施日時及び申込期間

受験する方の都合に応じて、受験する会場（全国の主要都市をおおむねカバーしています）や日時を自由に選択できます。詳細は本検定公式ホームページ（下記 URL）でご確認ください。なお、受験のお申込みは、受験日の 3 日前まで可能です。また、申込月の翌月より 3 ヶ月先まで受験予約が可能です。

URL ⇒ <https://www.zaimuhoukoku.jp/>

iii 受験料

- * 13,200 円（税込）
- * 財務報告実務検定会員は 11,000 円（税込）

iv 受験申込先

本検定公式ホームページ（上記 URL）の「受験のお申し込み」ボタンをクリックし、案内に従ってお申し込みください（試験運用委託会社のホームページにリンクしています）。

v 受験資格

特にありませんが、日商簿記 3 級以上の知識があることが望まれます。

vi 問題数

選択式問題 100 問および総合問題 3 問

- * 総合問題は、計算問題を含む小問 2～3 問より構成されます。
- * 試験科目別の出題割合は右記のとおりです。

〈出題割合〉

財務報告概論		10 ～ 20%
財務報告各論	金融商品取引法	50 ～ 60%
	適時開示	10 ～ 20%
	会社法	10 ～ 20%

vii 計算機

受験者は電卓を試験会場にお持ち込みいただき、計算問題でご使用になれます。ただし、スマートフォンやタブレット等の電卓アプリのご使用は禁止されておりますので、ご注意ください（一般的な電卓専用機であれば問題ございません）。試験会場で電卓の貸し出しは行っておりませんが、万が一電卓をお忘れになっても、試験画面上に表示される P C 電卓はご利用いただけます。

viii 試験時間

120 分

Ⅶ 合格によって認定される能力

点数のレンジ	合格レベル	会員登録後に 付与される資格	スキルレベル
1,000～800 点	財務報告実務検定 【開示様式理解編】 Advanced	上 級 デ ィ ス ク ロ ー ジャ ー ・ プ ロ フェ ッ シ ョ ナ ル	財務報告書類の作成・開示を指揮する能力を備えている 金融商品取引法・会社法・適時開示にまたがる各財務報告書類 間の整合性や決算・財務報告プロセスの全体像を把握し、連結 グループ各社、社内各部門及び監査法人・印刷会社・株主名簿 管理人等の意見を調整しながら、財務報告書類の作成・開示を ディレクションすることができる。
799～600 点	財務報告実務検定 【開示様式理解編】 Standard	デ ィ ス ク ロ ー ジャ ー ・ プ ロ フェ ッ シ ョ ナ ル	開示実務担当者としての能力を備えている 企業の業績数値や経営指標を用いて業績動向のドラフトを作成 することができるとともに、(連結)財務諸表の作成過程におい て子会社・関連会社や社内の他部門と協働作業ができる。また、 開示実務担当者として、(連結)財務諸表の表示及び注記に関す る各種規定を熟知し、各開示書類のドラフティングを担う。
599～400 点	財務報告実務検定 【開示様式理解編】 Basic	デ ィ ス ク ロ ー ジャ ー ・ ア ド ミ ニ ス ト レ ー タ ー	開示実務の補助者としての能力を備えている 開示実務補助者として、財務報告書類のうち平易な開示項目に ついて、基礎資料をもとに作成することができる。
399 点以下	— (称号なし)	— (会員登録不可)	開示実務に求められる最低限のスキルレベルに到達していない ものと考えられる。

Ⅷ 試験結果の発表について

試験結果は試験直後に判明します。

また、後日、メールにて試験結果を再度お知らせするとともに、希望者には合格証明書を PDF にてメール、または郵送いたします。さらに、受験者は採点結果（正答率および全試験問題別の正否）を集計したスコアレポートを試験会場で印刷し、持ち帰ることができます。スコアレポートには総合得点、合格レベル、科目ごとのスコア、問題ごとの正解または不正解も表示されます。

なお、C B T 試験の性質上、スコアレポートに問題そのものは表示されない点にはご注意ください。

※スコアレポートに記載されている事項以外のお問い合わせ(問題文の内容や正答、解法等のお問い合わせ)には対応しておりません。

財務報告実務検定会員にご登録いただいた場合、資格認定証（カード）を後日、発行・郵送いたします。

ご注意ください！

受験要項については、適宜見直される可能性があります。受験要項の最新版については、本検定公式ホームページにてご確認ください。

URL ⇒ <https://www.zaimuhoukoku.jp/>

E-mail ⇒ info@zaimuhoukoku.jp

「財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキスト」の利用方法と留意事項について

I 本書の利用方法

本書は、「財務報告概論」及び「財務報告各論」が収録された「解説編」と、「ひな型&チェックリスト編」の2分冊となっています。「解説編」では、まず「財務報告概論」にて、各財務報告の種類や法的位置づけ、スケジュール等財務報告実務の枠組み、全体像をしっかりと把握します。その後、「財務報告各論」にて、各財務報告における具体的な様式・記載上の注意点等を学習します。学習にあたっては、適宜「ひな型&チェックリスト編」を参照してください。その際、各財務報告間又は同一財務報告内における各項目間の記載内容・数値の関連性を意識することが重要となります。また、各開示書類において同様又は類似の開示内容となっている項目間の関連性については、〈xix〉ページ以下の〈開示書類間の関連性〉において確認することができます。

なお、「財務報告各論」は、学習効率を最大限に高めるため、「有価証券報告書」を中心に据えた構成となっています。それ以外の「半期報告書」「決算短信」「計算書類」などは、「有価証券報告書」との差異を中心に学習するようになっていきます。

なお、「**上級** advanced」というマークの入っている項目には、内部統制に関する事項、高度な判断が必要となる開示項目や作成が難しい財務諸表注記事項等が含まれます。初学者の方は、このマークのある項目を飛ばして学習してください。高得点を狙う方は、これらの項目も十分に学習してください。

なお、財務報告実務検定・開示様式理解編では計算問題を含む総合問題も出題されます。総合問題については、公式問題集、計算問題対策問題集を用いた学習や対策が効果的です。

II 公式テキストの各論の構成について

「解説編」の各論

〔開示項目の整理〕

各開示項目は上位概念をつけて整理しています。また、編－章－開示項目の順で通し番号を付してあり、参照の際にはこの通し番号ですべて検索できるようになっています。

2-1-2	
報	第1 企業の概況
2	主要な経営指標

〔位置づけ〕

各開示項目ごとに、開示の目的・意義を示しています。

位置づけ 連結、単体に関する投資判断に資する数値指標
イト情報」と呼ばれる。

〔参 照〕

ひな型&チェックリスト編の参照先を通し番号で示しています。通し番号はひな型&チェックリスト編の左右上部に付してあります。

参 照 ひな型編〔上3〕

〔解 説〕

各開示項目について、開示の根拠となる規則を中心に解説しています。必要に応じて各種コラムを参考にしてください。

解 説

1 記載の順序

連結財務諸表を作成している企業にあっては、連結経営社の経営指標の順に記載する。

「コラム」各種

〔実務担当者の準備作業〕

書類を実際に作成するシーンで、あらかじめ準備しておくべき事柄を整理しています。主に現場の担当者にとって重要になります。

実務担当者の準備作業

ハイライト情報への転記に備えて、各財務数値を一表に確認しやすいと考えられる。ただし、確定したと思われる中間的な資料を作成した場合には、書き替えの手間と修

〔総会前開示の際の留意点〕

有価証券報告書を株主総会開催日より前に開示する場合会社が留意すべき点を明らかにしています。主に現場の担当者にとって重要になります。

総会前開示の際の留意点

「主要な経営指標等の推移」においては、最近5事業年度にわたる推移を示しているため、当事業年度に係る配当額が確定していない場合の旨を注記する。

〔内部統制上の重要ポイント〕

決算・財務報告プロセスに係る内部統制構築の際のポイントを明らかにしています。主に管理責任者にとって重要になります。

内部統制上の重要ポイント

- ① 前期の有価証券報告書のデータを一期分ずらして記入する者以外の者がチェックするようにしなければならない（注記）
- ② ハイライト情報に記載されている株価収益率は予想で

〔ワンポイント・レッスン〕

実務に役立つ豆知識や、実務上の動向を紹介しています。

ワンポイント・レッスン

特定子会社とは、次に掲げる特定関係のいずれか一以上
一 当該提出会社の最近事業年度に対応する期間にお

〔投資家の視線〕

投資家サイドから見た当該情報の位置付けや、投資判断のツールとしての機能を解説しています。ある開示事項について、なぜそれが必要とされるのかを理解するのに有益です。

投資家の視線

1株当たり当期純利益は、EPS（Earnings Per Share）
資指標の一つである。株価＝今期予想 PER（PriceEarning

「資料」各種

以下の各項目は「資料」として参考にしてください。

〔関連条文等〕

各開示項目について、開示の根拠となる規則や会計基準等を明示しています。

資 料

〔関連条文等〕

- ・ 開示府令第三号様式（記載上の注意）(5)、同第二号

〔必要となる資料・データ〕

各開示項目について、作成に際し、一般的に必要となってくるデータを例示しています。

〔必要となる資料・データ〕

- ・ 各種財務資料との整合性を確認可能な一覧表
- ・ 決算日における株価

〔リファレンス〕

各開示資料あるいは他の開示資料との整合性（記述内容、金額等）を確認する際に留意すべき点を示しています。本書中の参照先は〔n－n－n〕と明示しています。

〔リファレンス〕

- ・ 連結財務諸表〔2－1－24～2－1－28〕
- ・ 連結財務諸表注記（1株当たり情報）〔2－1－50〕
- ・ 財務諸表〔2－1－57～2－1－59〕

「ひな型&チェックリスト編」

〔ひな型〕

宝印刷株式会社の記載例をベースとし、具体的な記述・数値を用いた財務報告書類のひな型を掲載しています。「解説編」の本文と交互に参照できるように、「ひな型&チェックリスト編」の各ページの左右上部に、解説編における通し番号（リファレンス）が振られておりますので、ご活用ください。

〔チェックリスト〕

財務報告に係る内部統制報告制度への対応の観点から、当該開示項目に関して留意すべきチェックポイントをリスト化しています。

〔チェックリスト〕

（作成プロセスの文書化）

本項目の作成プロセスは文書化されるとともに、元資算、承認権限者による承認がチェックリスト等により漏れよう制度化され、かつ、適切に運用されているか。

Ⅲ 本書を利用する際の留意事項

i 本書の基準時点と構成について

本書は、2026年3月期を試験対象基準期とする財務報告実務検定試験・開示様式理解編に対応しております。すなわち、本書は、2026年3月末決算の財務報告において原則適用となる法令等に準拠しています（早期適用は考慮していません）。また、半期の財務報告については2026年3月末を決算日とする事業年度の半期の財務報告において原則適用される規定に準拠しています（早期適用は考慮していません）。もっとも、学習の便宜の観点から、出版時点で公表済みの改正省令等については、必要に応じて改正情報を記載しております。

「ひな型&チェックリスト編」のひな型は、あくまで財務報告実務検定・開示様式理解編の学習の便宜の観点から記載事例のイメージをつかむために作成されたものであり、記載内容の細部を省略したり項目間を詰めて表示したりしている箇所がある点に留意してください。また、「ひな型」は財検電機株式会社という架空の会社における財務報告例を想定して作成されたものです。社名・人名・住所等は架空のものであり、実在する会社とは何ら関係がありません。

「ひな型&チェックリスト編」のⅠ～Ⅲのひな型が財検電機株式会社における記載事例となります（四半期決算短信は第2四半期を前提にしています）。「ひな型&チェックリスト編」のⅣに収録してある参考資料は、財検電機株式会社における記載事例とは別に、学習の便宜の観点から、記載例のサンプルを収録したものです。

ii 本書の執筆方針について

財務報告実務検定・開示様式理解編は、財務報告書類の標準的なフォームをしっかりと理解することにより、財務報告スキルのベースを作り上げることを目的としています。したがって、本書は以下のような方針に基づき執筆されています。

＊ 上場している一般事業会社（3月末決算／製造業）を前提としています。

上場とは、東京証券取引所への株式上場を想定しており、いわゆるプロ向け市場は対象外です。また、会社については下記の条件を前提としています。

- ・別記事業に該当しない
- ・連結あり（ただし、開示対象特別目的会社はなし）
- ・会計基準／表示の早期適用やIFRSの任意適用をしていない

＊ 注記事項については、できるだけ一般的な事項を扱うように配慮しています。そのため、重要性の低い注記については、学習の必要性の観点から、あえて取り上げていないものもあります。

＊ 財務報告実務検定・開示様式理解編は、開示の要件の理解に重きを置いていることから、会計基準等開示資料の元データの作成に必要な知識に関しては、開示資料の作成に必要な範囲の言及にとどめています。

＊ 「解説編」の各論は、重要性に応じて開示書類を取捨選択しており、すべての開示書類を網羅しているわけではありません。

- * 「ひな型&チェックリスト編」のひな型は、学習の便宜上、適宜加工・省略している箇所も含まれております。そのため、実際の開示実務とは異なる可能性がある点ご注意ください。また、リファレンスは解説編における通し番号となっていることから、「ひな型&チェックリスト編」では番号が不連続となっているページがあります。
- * 注記の記載順序については、財務諸表等規則などの規則における条文順とすることも考えられますが、本公式テキストでは宝印刷株式会社の記載例に概ね準拠しています。

IV 2026年3月期（2025年8月1日版）基準の主な更新点

2026年3月期基準（2025年8月1日版）の主な更新点は次のとおりです（詳細は本検定公式ホームページをご覧ください）。

- ・2025年1月31日に公布・施行された企業内容等の開示に関する内閣府令の改正及び開示ガイドラインの改正に対応した更新
- ・2025年3月28日に、金融担当大臣から、株主総会前の適切な情報提供の要請が全上場会社に対しなされたことを受け、有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合の留意点について解説を追加
- ・金融庁が2024年3月29日に公表した『令和5年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等』を踏まえ、サステナビリティ関連の開示解説を更新
- ・金融庁が2025年3月24日に公表した「記述情報の開示の好事例集2024」（最終版）に対応した更新

財務報告実務検定・開示様式理解編 試験に関するお問合せ先

財務報告実務検定事務局（一般社団法人日本IPO実務検定協会内）

担当者 事務局長 原田

住 所 東京都豊島区高田三丁目28番8号

T e l 03-5992-7688 F a x 03-3971-3667

U R L <https://www.zaimuhoukoku.jp/> E-mail info@zaimuhoukoku.jp

目次

はじめに	i
財務報告実務検定・開示様式理解編について	ii
「財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキスト」の利用方法と留意事項について	vii
お問合せ先	x
凡例	xv
〈開示書類間の関連性〉	xvi

第1編 財務報告概論

第1章 ディスクロージャーの目的・分類・効果…………… 3

第1節 総論	4
第2節 ディスクロージャーの分類	7
第3節 財務報告の範囲と開示プロセス	9
第4節 会計制度改革とディスクロージャー制度	11
第5節 投資家との建設的な対話とコーポレート・ガバナンス	13
第6節 サステナビリティ情報開示に関する最近の動向	17

第2章 ディスクロージャーの体制と年間スケジュール…………… 19

第1節 総論	20
第2節 年間スケジュール	21
第3節 本決算スケジュール	23

第3章 財務報告基礎データの収集…………… 29

第1節 決算・財務報告業務開始前に確認しておくべきデータ	30
第2節 データ収集のツールとしての連結パッケージ	34
第3節 有価証券報告書の各開示項目に必要なデータの概要	36
第4節 財務報告基礎データの収集体制の整備	38
第5節 他社事例の収集等	40
第6節 記述情報の開示の好事例集の活用	42

第4章 財務報告に係る内部統制…………… 45

第1節 総論	46
第2節 財務報告に係る内部統制の評価・報告の流れ	48
第3節 決算・財務報告プロセス等に係る内部統制構築上の留意点	58

第5章 金融商品取引法…………… 67

第1節 総論	68
第2節 有価証券届出書	72
第3節 有価証券報告書	75
第4節 半期報告書	78
第5節 内部統制報告書	79
第6節 その他の開示書類	80
第7節 電子開示実務	85

第6章 適時開示…………… 89

第1節 総論	90
第2節 決算短信	92
第3節 四半期決算短信	94

第4節 決定事実・発生事実	96
第5節 不適正な適時開示に対する措置	99

第7章 会社法…………… 103

第1節 各事業年度において作成が必要となる財務情報等	104
第2節 会社の計算等に関する会社役員等の責任	108

第8章 その他…………… 109

第1節 その他の提出書類等	110
第2節 IRと任意開示	114

第2編 財務報告各論—金融商品取引法

第1章 有価証券報告書…………… 121

表紙	122
----	-----

第一部 企業情報

第1 企業の概況

主要な経営指標等の推移 2-1-2	123
沿革 2-1-3	128
事業の内容 2-1-4	129
関係会社の状況 2-1-5	131
従業員の状況 2-1-6	134

第2 事業の状況

経営方針、経営環境及び 対処すべき課題等 2-1-7	136
サステナビリティに関する考え方及び取組 2-1-8	139
事業等のリスク 2-1-9	150
経営者による財政状態、経営成績及び キャッシュ・フローの状況の分析 2-1-10	152
重要な契約等 2-1-11	156
研究開発活動 2-1-12	159

第3 設備の状況

設備投資等の概要 2-1-13	160
主要な設備の状況 2-1-14	161
設備の新設、除却等の計画 2-1-15	163

第4 提出会社の状況

株式等の状況 2-1-16	164
自己株式の取得等の状況 2-1-17	171
配当政策 2-1-18	173
コーポレート・ガバナンスの状況等 2-1-19	174

第5 経理の状況 連結財務諸表等

経理の状況 冒頭 2-1-20	185
連結貸借対照表 2-1-21	187
連結損益計算書 2-1-22	198
連結包括利益計算書 2-1-23	205

連結株主資本等変動計算書 2-1-24	207
連結キャッシュ・フロー計算書 2-1-25	209
継続企業の前提に関する事項 2-1-26	213
連結財務諸表作成のための 基本となる重要な事項 2-1-27	216
重要な会計上の見積りに関する注記	222
会計上の変更と誤謬の訂正 2-1-28	224
未適用の会計基準に関する注記	231
追加情報	232
注記事項～連結貸借対照表関係 2-1-29	234
注記事項～連結損益計算書関係 2-1-30	237
注記事項～連結包括利益計算書関係 2-1-31	240
注記事項～連結株主資本等変動計算書関係 2-1-32	242
注記事項～連結キャッシュ・フロー 計算書関係 2-1-33	245
注記事項～リース取引関係 2-1-34	247
注記事項～金融商品関係 2-1-35	249
注記事項～有価証券関係 2-1-36	255
注記事項～デリバティブ取引関係 2-1-37	258
注記事項～退職給付関係 2-1-38	260
注記事項～ストック・オプション等関係 2-1-39	263
注記事項～税効果会計関係 2-1-40	266
注記事項～企業結合等関係	268
注記事項～資産除去債務関係 2-1-41	270
注記事項～賃貸等不動産関係	271
注記事項～公共施設等運営事業関係	274
注記事項～収益認識関係 2-1-42	276
注記事項～棚卸資産関係	280
注記事項～セグメント情報等 2-1-43	281
注記事項～関連当事者情報 2-1-44	286
注記事項～1株当たり情報 2-1-45	291
注記事項～重要な後発事象 2-1-46	295

連結附属明細表～社債明細表 2-1-47	298
連結附属明細表～借入金等明細表 2-1-48	300
連結附属明細表～資産除去債務明細表 2-1-49	302
その他 2-1-50	303

第5 経理の状況 財務諸表等

単体開示の簡素化	305
貸借対照表 2-1-51	308
損益計算書 2-1-52	316
株主資本等変動計算書 2-1-53	321
重要な会計方針、会計方針の変更等 及び追加情報 2-1-54	323
財務諸表注記事項の取扱い	325
注記事項～貸借対照表関係 2-1-55	327

注記事項～損益計算書関係 2-1-56	329
注記事項～有価証券関係 2-1-57	331
注記事項～収益認識関係	332
注記事項～有形固定資産等明細表 2-1-58	336
附属明細表～引当金明細表 2-1-59	338
主な資産及び負債の内容 2-1-60	339
その他 2-1-61	340

第6 提出会社の株式事務の概要

提出会社の株式事務の概要 2-1-62	341
---------------------	-----

第7 提出会社の参考情報

提出会社の参考情報 2-1-63	342
------------------	-----

第二部 提出会社の保証会社等の情報

提出会社の保証会社等の情報 2-1-64	343
----------------------	-----

その他

独立監査人の監査報告書 2-1-65	344
特例財務諸表提出会社の特例 2-1-66	351

第2章 半期報告書..... 353

表紙 2-2-1	354
----------	-----

第1 企業の概況 主要な経営指標等の推移

主要な経営指標等の推移 2-2-2	355
事業の内容 2-2-3	357

第2 事業の状況

事業等のリスクその他 2-2-4	358
------------------	-----

第3 提出会社の状況

株式等の状況その他 2-2-5	361
-----------------	-----

第4 経理の状況

経理の状況 冒頭 2-2-6	363
----------------	-----

第4 経理の状況 中間連結財務諸表

中間連結貸借対照表 2-2-7	364
中間連結損益計算書 2-2-8	368
中間連結包括利益計算書 2-2-9	370
中間連結キャッシュ・フロー計算書 2-2-10	371
継続企業の前提に関する事項 2-2-11	372
連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更・ 会計の方針の変更等	374

中間連結財務諸表の作成にあたり

適用した特有の会計処理	377
会社等の財政状態等に関する事項で、 当該企業集団の財政状態等の判断に影響を 与えると認められる重要なもの	378
追加情報	379
注記事項～中間連結貸借対照表関係 2-2-12	380
注記事項～中間連結損益計算書関係 2-2-13	381
注記事項～中間連結キャッシュ・フロー 計算書関係 2-2-14	382
注記事項～株主資本等関係 2-2-15	383
注記事項～セグメント情報 2-2-16	384
注記事項～金融商品関係 2-2-17	386
注記事項～有価証券関係 2-2-18	388
注記事項～デリバティブ取引関係 2-2-19	389
注記事項～企業結合等関係	390
注記事項～収益認識関係 2-2-20	391
注記事項～1株当たり情報 2-2-21	392
注記事項～重要な後発事象 2-2-22	394
その他 2-2-23	395

第二部 提出会社の保証会社等の情報

第4 経理の状況

提出会社の保証会社等の情報 2-2-24	396
----------------------	-----

その他

独立監査人の期中レビュー報告書 2-2-25	397
------------------------	-----

第3章 内部統制報告書…………… 401

内部統制報告書 2-3-1	402
内部統制監査報告書 2-1-64	405

第3編 財務報告各論—適時開示

第1章 決算短信…………… 409

サマリー情報	
サマリー情報 3-1-1	410

添付資料（必須）

経営成績等の概況 3-1-2	423
継続企業の前提に関する重要事象等	426
会計基準の選択に関する	
基本的な考え方 3-1-3	427
連結財務諸表及び主な注記 3-1-4	428

第2章 四半期決算短信…………… 429

サマリー情報	
サマリー情報 3-2-1	430

添付資料（必須）

取引所が記載を要請している事項 3-2-2	436
-----------------------	-----

第3章 その他の適時開示等…………… 437

決定事実と発生事実の開示	438
決算関連情報に関する開示	441
コーポレート・ガバナンス報告書	443

第4編 財務報告各論—会社法

第1章 招集通知…………… 459

招集通知 4-1-1	460
------------	-----

第2章 事業報告…………… 465

株式会社の現況に関する事項 4-2-1	466
株式会社の株式に関する事項 4-2-2	472
株式会社の新株予約権等に関する事項 4-2-3	474
株式会社の会社役員に関する事項 4-2-4	476
会計監査人の状況 4-2-5	483
会社の体制及び方針 4-2-6	486
特定完全子会社	490
親会社等との取引	491
事業報告の附属明細書	492

第3章 連結計算書類…………… 493

連結貸借対照表 4-3-1	494
連結損益計算書 4-3-2	496
連結株主資本等変動計算書 4-3-3	498
連結注記表 4-3-4	499

第4章 計算書類等…………… 505

貸借対照表 4-4-1	506
損益計算書 4-4-2	507
株主資本等変動計算書 4-4-3	508
個別注記表 4-4-4	509
計算書類の附属明細書	
有形固定資産及び無形固定資産の明細 4-4-5	517
計算書類の附属明細書	
引当金の明細 4-4-6	519
計算書類の附属明細書	
販売費及び一般管理費の明細 4-4-7	520
会計監査人の監査報告書 4-4-8	521
監査役(会)の監査報告書 4-4-9	523

凡 例

〔金融商品取引法関連〕

本書における略称	正式名称
金商法	金融商品取引法
施行令	金融商品取引法施行令
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令
開示ガイドライン	企業内容等の開示に関する留意事項について
財規	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
財規ガイドライン	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について
連結財規	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
連結財規ガイドライン	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について
監査証明府令	財務諸表等の監査証明に関する内閣府令
監査証明ガイドライン	「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について
内部統制府令	財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令
内部統制府令ガイドライン	「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について
内部統制基準	財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準
内部統制実施基準	財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準
EDINET	Electronic Disclosure for Investors' NETwork：金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム

〔会社法関連〕

会規	会社法施行規則
計規	会社計算規則

〔金融商品取引所関連〕

上規	東京証券取引所 有価証券上場規程
上施規	東京証券取引所 有価証券上場規程施行規則
TDnet	Timely Disclosure network：適時開示情報伝達システム

〔その他〕

FASF	Financial Accounting Standards Foundation ：公益財団法人 財務会計基準機構
IAS	International Accounting Standards：国際会計基準
IFRS	International Financial Reporting Standards：国際財務報告基準
XBRL	eXtensible Business Reporting Language ：財務報告用に標準化された XML ベースの言語

〈開示書類間の関連性〉

※網掛け部分は、セグメント情報に関連付けて記載が求められる箇所。

決算短信	有価証券報告書	事業報告等
I サマリー情報 I 1 連結業績 I 1 (1) 連結経営成績 I 1 (2) 連結財政状態 I 1 (3) 連結キャッシュ・フローの状況 I 2 配当の状況 I 4 (3) 発行済株式数（普通株式） (参考) 個別業績の概要 I 1 個別業績 I 1 (1) 個別経営成績 I 1 (2) 個別財政状態	第一部 【企業情報】 第1 【企業の概況】 1 【主要な経営指標等の推移】	I 会社の現況に関する事項 I 9 直前三事業年度の財産及び損益の状況
	2 【沿革】	
	3 【事業の内容】	I 11 主要な事業内容
	4 【関係会社の状況】	I 10 重要な親会社及び子会社の状況
	5 【従業員の状況】	I 13 使用人の状況
II 添付資料 II 1 (4) 今後の見通し	第2 【事業の状況】 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 3 【事業等のリスク】	I 8 対処すべき課題
II 添付資料 II 1 経営成績等の概況 II 1 (1) 当期の経営成績の概況 II 1 (2) 当期の財政状態の概況 II 1 (3) 当期のキャッシュフローの概況 (c) 継続企業の前提に関する重要事象等	4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	I 1 事業の経過及びその成果 I 3 資金調達の状況 I 14 主要な借入先 I 15 その他株式会社の概況に関する重要な事項
	5 【重要な契約等】	I 4 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 I 5 他の会社の事業の譲受の状況 I 6 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 I 7 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
	6 【研究開発活動】	
	第3 【設備の状況】 1 【設備投資等の概要】 2 【主要な設備の状況】 3 【設備の新設、除却等の計画】	I 2 設備投資の状況 I 12 主要な営業所及び工場
I 4 (3) 発行済株式数（普通株式）	第4 【提出会社の状況】 1 【株式等の状況】 (1) 【株式の総数等】 (2) 【新株予約権等の状況】 (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 (5) 【所有者別状況】 (6) 【大株主の状況】 (7) 【議決権の状況】 (8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】 2 【自己株式の取得等の状況】	II 会社の株式に関する事項 III 会社の新株予約権等に関する事項 II 2 その他株式に関する重要な事項 II 1 大株主 II 2 その他株式に関する重要な事項
	3 【配当政策】	VI 3 剰余金の配当等の決定に関する方針
	4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】 (2) 【役員の状況】 (3) 【監査の状況】 (4) 【役員の報酬等】 (5) 【株式の保有状況】	IV 会社役員に関する事項 IV 1 取締役及び監査役の氏名等 IV 1 (4) 監査役又は監査委員が職務及び会計に関する相当程度の知見を有している場合は、その事実 IV 1 (5) 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項 IV 2 取締役及び監査役の報酬等の額 IV 2 社外役員に関する事項 V 会計監査人の状況 VI 会社の体制及び方針

Ⅱ 3 連結財務諸表 Ⅱ 3 (1) 連結貸借対照表 Ⅱ 3 (2) 連結損益及び包括利益計算書又は連結損益計算書及び連結包括利益計算書 Ⅱ 3 (3) 連結株主資本等変動計算書 Ⅱ 3 (4) 連結キャッシュ・フロー計算書	第5 【経理の状況】 1 【連結財務諸表等】 (1) 【連結財務諸表】 ① 【連結貸借対照表】 ② 【連結損益及び包括利益計算書】又は【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 ③ 【連結株主資本等変動計算書】 ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】	連結計算書類 連 1 連結貸借対照表 連 2 連結損益計算書 連 3 連結株主資本等変動計算書
Ⅱ 3 (5) 連結財務諸表に関する注記事項 Ⅱ 3 (5) 継続企業の前提に関する注記	【注記事項】 (継続企業の前提に関する事項) (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 1. 連結の範囲に関する事項 2. 持分法の適用に関する事項 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 ② 棚卸資産 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (3) 重要な引当金の計上基準 (4) 重要な収益及び費用の計上基準 (5) 重要なヘッジ会計の方法 (6) のれんの償却方法及び償却期間 (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 6. その他連結財務諸表作成のための重要な事項 (重要な会計上の見積り) (会計方針の変更) (未適用の会計基準等) (表示方法の変更) (会計上の見積りの変更) (追加情報)	連 4 連結注記表 連 4 (1) 継続企業の前提に関する注記 連 4 (2) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 連 4 (3) 会計方針の変更に関する注記 連 4 (4) 表示方法の変更に関する注記 連 4 (4の2) 会計上の見積りに関する注記 連 4 (5) 会計上の見積りの変更に関する注記 連 4 (6) 誤謬の訂正に関する注記
Ⅱ 3 (5) (セグメント情報) Ⅱ 3 (5) (1株当たり情報) Ⅱ 3 (5) (重要な後発事象)	(連結貸借対照表関係) (連結損益計算書関係) (連結包括利益計算書関係) (連結株主資本等変動計算書関係) (連結キャッシュ・フロー計算書関係) (リース取引関係) (金融商品関係) (有価証券関係) (デリバティブ取引関係) (退職給付関係) (ストック・オプション関係) (税効果会計関係) (企業結合等関係) (資産除去債務関係) (賃貸等不動産関係) (公共施設等運営事業関係) (収益認識関係) (棚卸資産関係) (セグメント情報等) 【関連当事者情報】 (開示対象特別目的会社関係) (1株当たり情報) (重要な後発事象) ⑤ 【連結附属明細表】 【社債明細表】 【借入金等明細表】 【資産除去債務明細表】 (2) 【その他】	連 4 (7) 連結貸借対照表に関する注記 連 4 (9) 連結株主資本等変動計算書に関する注記 連 4 (12) 金融商品に関する注記 連 4 (13) 賃貸等不動産に関する注記 連 4 (16) 1株当たり情報に関する注記 連 4 (17) 重要な後発事象に関する注記 連 4 (18の2) 収益認識に関する注記 連 4 (19) その他の注記
	2 【財務諸表等】 (1) 【財務諸表】 ① 【貸借対照表】 ② 【損益計算書】 ③ 【株主資本等変動計算書】	計算書類 個 1 貸借対照表 個 2 損益計算書 個 3 株主資本等変動計算書

	【注記事項】 (継続企業の前提に関する事項) (重要な会計方針) 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 3. 固定資産の減価償却の方法 4. 繰延資産の処理方法 5. 引当金の計上基準 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (重要な会計上の見積り) (会計方針の変更) (表示方法の変更) (会計上の見積りの変更) (追加情報)	個 4 個別注記表 個 4 (1) 継続企業の前提に関する注記 個 4 (2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記 個 4 (3) 会計方針の変更に関する注記 個 4 (4) 表示方法の変更に関する注記 個 4 (4の2) 会計上の見積りに関する注記 個 4 (5) 会計上の見積りの変更に関する注記 個 4 (6) 誤謬の訂正に関する注記
	(貸借対照表関係) (損益計算書関係) (有価証券関係) (税効果会計関係) (収益認識関係) (重要な後発事象)	個 4 (7) 貸借対照表に関する注記 個 4 (8) 損益計算書に関する注記 個 4 (9) 株主資本等変動計算書に関する注記 個 4 (11) リースにより使用する固定資産に関する注記 個 4 (10) 税効果会計に関する注記 個 4 (16) 1株当たり情報に関する注記 個 4 (17) 重要な後発事象に関する注記 個 4 (15) 関連当事者との取引に関する注記 個 4 (18) 連結配当規制適用会社に関する注記 個 4 (18の2) 収益認識に関する注記 個 4 (19) その他の注記
I ※決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外である旨の表示	④ 【附属明細表】 【有価証券明細表】 【有形固定資産等明細表】 【引当金明細表】 第6 【提出会社の株式事務の概要】 第7 【提出会社の参考情報】 1 【提出会社の親会社等の情報】 2 【その他の参考情報】 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 監査報告書 有価証券報告書の添付書類	附属明細書 有形固定資産及び無形固定資産の明細 引当金の明細 販売費及び一般管理費の明細 会計監査人監査報告書
I 3 連結業績予想 I ※業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項		監査役会監査報告書

第3節 本決算スケジュール

1編

2編

3編

4編

第2章

ディスクロージャーの体制と年間スケジュール

1 会社法に基づく本決算スケジュール

本決算スケジュールを構築していくために最も制約が多いのが会社法である。取締役の業務執行の結果の報告書ともいえる事業報告・計算書類を適切に監査するために、会計監査人及び監査役の監査に關して、必要な日数を確保しているからである。

- a 取締役が計算書類及び附属明細書を作成し、会計監査人と監査役に提出する
 - b 取締役が事業報告及びその附属明細書を作成し、監査役に提出する
 - c 取締役が連結計算書類を作成し、会計監査人と監査役に提出する
 - d (aから4週間以内に) 会計監査人が監査役及び取締役に会計監査報告を提出する。なお、会社は会計監査人との書類の授受を行う監査役・取締役を決めることができ、それぞれを監査役・特定取締役という
 - e (dから1週間以内に) 監査役会の監査報告を取締役に会計監査人から提出する
 - f 決算取締役会において、計算書類・連結計算書類・事業報告・附属明細書を承認する(有価証券報告書のために決算短信を取締役会で承認する上場企業も少なくない)。なお、計算書類、事業報告及びそれらの附属明細書については、定時株主総会日の2週間前の日から本店に3年間、支店にはその写しを3年間備置する必要がある
 - g (株主総会の2週間前までに) 株主総会招集通知を送付する
 - h (期末日すなわち議決権及び期末配当基準日から1か月以内に) 定時株主総会の開催
 - i (株主総会后) 定時株主総会決議通知・期末配当金決定通知・株主通知等を株主に発送、期末配当金の支払開始
 - j (株主総会后すみやかに) 定時株主総会議事録を作成する。また、委任状、議決権行使書を本店に備置する。さらに、貸借対照表(大会社の場合)、貸借対照表・損益計算書(子会社)の決算公告を行う(もっとも、有価証券報告書提出会社は、EDINET等を通じて決算情報を広く開示されていることから、会社法上の決算公告を行う必要はない)
- なお、上記のは、株主から議案を行う場合は、株主総会の8週間前までに会議の目的事項や議案を会社に提出しなければならない。

2 総合的なスケジュール例

1 印刷会社との調整

会社法・金融商品取引法において、作成が求められる財務報告書類は、法令及び諸会計基準等に準拠したものである必要がある。また、招集通知については書面で株主に送付する必要があるため、印刷会社との調整が不可欠である。印刷会社には、会社法・金融商品取引法に係わるさまざまな書式作成上のノウハウが蓄積されており、会社に発生した事象が発生した場合や新たな会計基準を適用しなければならない場合等、招集通知や有価証券報告書作成に当たって各種のアドバイスを受けることができる。印刷会社側からも、顧客企業に対して、各種セミナー・手引書の配布・招集通知や有価証券報告書作成用ツールの配布が盛んに行われている。

とりわけ金融庁がEDINETにおいて財務諸表のXBRLデータでの提出を要求するようになったことから、単に紙で財務諸表を作成すればよい時代は終わった。印刷会社が、XBRLデータの作成から有価証券報告書・半期報告書の作成や招集通知の作成までカバーする統合的なツールを開発・提供していることから、上場会社

としては財務報告書類の作成に当たっては印刷会社提供のツールを利用することが前提と考えてよい。したがって、セミナー・手引書等を含めた、印刷会社の総合的なサポート体制を十分に吟味して選定する必要がある。

本決算スケジュールの構築に当たっては、印刷会社とスケジュールを綿密に打ち合わせる必要がある。具体的には、計算書類や有価証券報告書に関する監査法人の監査日程の時期に、それぞれの原稿に関する印刷会社のチェック部門からの戻りを設定することや、校正・チェックの回数とそのスケジュールリング、校了・イメージング、印刷及び株主名簿管理人への搬入等、実務面で印刷会社のサポート体制に左右される要素は多く多い。

2 株主名簿管理人との調整

株主名簿管理人は、一般的には証券代行業務を行う信託銀行が多いが、証券代行専門の会社もある。株主名簿管理人は、日常、株主名簿に係る名義書換等の業務を受託している一方、本決算スケジュールの構築は、招集通知の作成の際のアドバイスを期待することができる。多数の上場企業を顧客企業として抱えており、さまざまな実例の中から自社の状況に近いものを検索・情報提供してもらうことが可能である。その際には、招集通知・事業報告・株主総会参考書類（議案）等を、いつ、どのような形式（紙・データ）で提供し、チェックして返送してもらうまでの程度の期間がかかるのかといった点を、十分調整しておく必要がある。なお、株主名簿管理人によっては、会社で実施する模擬総会に出席して役員・事業スタッフに対してアドバイスを受けたり、場合により本番の株主総会に立ち会ってサポートしたりすることもある。

3 監査法人との調整

1において述べたとおり、正確で虚偽記載のない開示書類を作成・公開するためには、まず会社側で十分な作成日程を確保することが必要である。しかし、作成にいつまでも時間をかけるわけにはいかず、計算書類等や有価証券報告書等の監査に必要な日数を確保することも重要である。なるべく早い段階で次の決算又は半年先の決算期の日程調整を行うとともに、これに対応する体制を構築していく必要がある。

4 証券取引所、財務局への報告

証券取引所に対しては、決算発表の際の決算短信の提出を行う。証券取引所より、決算日の属する月の月末までに決算発表日の登録を求められるが、事前に申告した決算発表日が前後しそうな場合（決算発表遅延となる場合が多い）には証券取引所の担当者と相談・調整が必要がある。また、決算発表日のとおりに決算発表できる場合でも、決算発表時間が夜間、休日にずれ込む場合には、やはり相談・調整が必要である。

証券取引所には、期末日を定めた株式分布・情報報告書や決算取締役会決議通知報告等の取引所の上場会社の管理のために提出される報告書に加え、決算発表日の申告のほか、株主総会で会社の機関やコーポレート・ガバナンスの状況が変化した場合に更新するコーポレート・ガバナンス報告書の提出等、取引所のホームページ上で広く一般投資家へ公表される報告もある。

これらの取引所に対する報告の段取りを本決算スケジュールに組み込んでおく必要がある。

財務局に対しては、EDINETを通じて有価証券報告書等を提出することになるが、円滑に提出することが可能であるが、事前に十分チェックをしておかなければならない。ID、パスワードの管理や電子証明書等の有効期限切れ等、提出環境に遺漏があって、提出期限までに提出できない場合には法令違反を引き起こすリスクがあるためである。また、株主総会招集通知や決議通知、定款変更議案があった場合の変更後の定款など、有価証券報告書の添付資料として必要とされるデータをPDF化しておくといった準備も忘れてはならない。

なお、財務局は、毎年、法令等の改正により有価証券報告書の記載要領が変更になった部分等について、提出会社がどのような記載をしているかをチェックするため及び提出会社に対して事前に注意を促すために、「有価証券報告書レビュー」を実施している。レビューは、法令関係審査、重点テーマ審査及び情報等活用審査を柱として行われる。提出会社は、有価証券報告書を提出後すみやかに調査票に記入し、提出することを求められている。場合によっては、財務局でのチェックを経て、有価証券報告書の訂正報告書を提出することを求め

られることもある。

5 定時株主総会前の有価証券報告書の提出・議決権行使結果の開示

2010年3月期決算から、定時株主総会前に有価証券報告書を提出することができるようになった。これは、一般に株主総会決議通知よりも開示情報の充実した有価証券報告書を用いて株主の議決権行使を促進し、企業に対するコーポレート・ガバナンスの向上を図ることを目的としたものである。この場合、総会前に提出される有価証券報告書の添付書類として、定時株主総会において承認を受け、又は報告しようとする計算書類・事業報告を追加することとされる。この制度を利用する場合には、有価証券報告書の作成及び監査スケジュールから抜本的な見直しが必要と考えられるため、監査法人や社内との関係部署と入念な調整が必要となる。なお、定時株主総会において上程した議案が否決された場合等については、総会後に臨時報告書を提出することによってその内容を開示することが求められている。

また、同じく2010年3月期決算から、上場会社は株主総会における議決ごとの議決権行使結果について、臨時報告書によって開示することが求められることとなった。議決権行使結果はEDINETを通じた開示となるため、証券取引所に同内容の適時開示を行うことは求められていない。

加藤金融担当大臣は2025年3月28日に、全上場会社に対して、「株主総会前の適時情報提供について」と題する要請（下記参照）を行い、上場会社において有価証券報告書を投資者の議決権行使に活用できるようにするため、有価証券報告書を定時株主総会開催前に提出することを求めた。

株主総会前の適時情報提供について（要請）

有価証券報告書には、役員報酬や政策保有株式等コーポレート・ガバナンス情報等、投資家がその意思を決定するに当たって有用な情報が豊富に含まれており、上場会社においては、投資者が株主総会の前に有価証券報告書を確認できるようにできる限り配慮することと求められていると考えられます。

この点、有価証券報告書の提出はこれまで、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましいと考えられますが、多くの上場会社がただちにこうした対応を行うことには様々な課題も存在すると承知しており、現在、金融庁では、官民の緊密な連携し、企業負担の軽減策を含め、課題の洗い出しや対応策の検討等を行っているところです。

他方、足元の有価証券報告書の提出状況を見ると、株主総会当日又は数日以内の提出が9割以上を占めていることから、現状でも株主総会当日ないし数日前に提出することには日程上の大きな支障はないのではないかと考えられます。この点で、総会前の開示に取り組んでいない上場会社におかれましては、有価証券報告書を株主総会前の望ましいタイミングに開示する取組を進めるための第一歩として、今年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日以内に提出することをご検討いただくようお願いいたします。

なお、本要請では、2025年3月期以降の有価証券報告書の提出状況について実態把握を行い、有価証券報告書のレビューの可否や審査において株主総会前の提出を行わなかった場合の今後の予定等について調査を行うなどの対応を検討してまいります。

なお、有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合、その記載事項のうち、定時株主総会又はその直後の取締役会の決議事項となっている事項について、その旨及びその概要を記載することが必要とされており（下記の「開示府令第3号様式の記載上の注意（1）g」を参照）、これまで総会前開示を実施していなかった上場会社が総会前開示を始めるにあたっては、これまでの開示と異なる点について理解しておく必要がある。

<参照条文>

開示府令第3号様式の記載上の注意

(1) 一般的事項

g この報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合であって、この報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するものが当該定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載すること。

<上記の定め解釈>

企業内容等の開示に関する内閣府令第3号様式記載上の注意(1)gに規定する「その旨 及びその概要」に規定する事項については、報告書提出時点で定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項であることを予定している内容を、可能な範囲で記載することで足りる。例えば、報告書を定時株主総会の3週間以上前に提出する場合等において、報告書提出時点で記載できる状態になっていない事項について、開示が要求されるものではない。

そのうえで、下記の項目において有価証券報告書の記載内容につき変更が必要となる。

・配当関係

【主要な経営指標等の推移】(2-1-2)

【配当政策】(2-1-18)

【注記事項】配当に関する注記事項(連結株主資本等変動計算書関係)(2-1-32)

・ガバナンス関係

【コーポレート・ガバナンスの概要】(2-1-1)

【役員の状況】(2-1-14)

【監査の状況】(2-1-19)

【役員の報酬等】(2-1-19)

・その他

定時株主総会又はその直後に取締役会において決議を行う事項に係るもの

金融庁は、サイト「特設コーナー「有価証券報告書の定時株主総会前の開示について」」を設けて、「有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合の留意点」を公表するなど有価証券報告書の早期提出に取り組む上場会社のために情報提供を行っている。今後は加藤金融担当大臣の要請を受け、上場会社において有価証券報告書の定時株主総会前提出が進むことが見込まれている。

ポイント・ト・レス

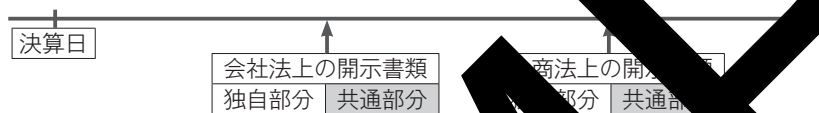
事業報告等と有価証券報告書の一体的開示

諸外国においても、決算期末から株主総会開催日までの期間が日本の場合より長く、我が国の会社法と金融商品取引法がそれぞれ要請する開示内容に相当する内容を開示する一つの書類を作成し、株主総会前に開示している企業が多い。我が国においても、制度上は、会社法と金融商品取引法の両方の要請を満たす一つの書類を作成して株主総会前に開示することは可能となっている一方、類似項目に関する両制度間の規定ぶりの相違やひな型の相違等により、実務レベルで企業が効率的かつ安心して一つの書類で開示することができる環境が十分に醸成されているとは言い難い状況である。こうした現状の下、諸外国と同様、

一体の書類又は二つの書類の段階的若しくは同時提出のいずれの方法による開示も容易に行うこと（すなわち事業報告等と有価証券報告書の一体的開示）をより行いやすくするための環境整備の一環として、類似・関連する項目について、可能な範囲で共通化を図ることを目的に、2018年3月30日に財務会計基準機構は『有価証券報告書の開示に関する事項－「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組－』を公表した。関係省庁は、会社法に基づく事業報告及び計算書類と金融商品取引法に基づく有価証券報告書の一体的開示（以下、「一体的開示」）を行おうとする企業の試行的取組を支援するための方策として、一体的開示の記載例「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」（2018年12月28日内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省）を公表した。経済産業省は、一体的開示の実務への普及のため、2018年12月の記載例公表後も開示書類作成者である企業実務者や開示関係者（監査法人、関係機関等）と継続的に意見交換を重ね、その中で多く寄せられた質問を整理し、2021年1月18日に「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示FAQ（制度編）」として取りまとめた。一体的開示が実務に普及することで、企業が効率的かつ効果的な開示を実現し、企業と投資家の建設的な対話がより促進されることが期待される。また、日本公認会計士協会が一体開示を行う場合の監査報告書の文例（案）も公表されているので、参考にされたい。

事業報告等と有価証券報告書の一体的開示の方法としては、①②が考えられている。

- ① 段階的に開示する方法：会社法、金融商品取引法に基づき、それぞれが法定期限ごとに共通化部分を含む開示書類を作成、開示していく方法



- ② 一時点で開示する方法：会社法、金融商品取引法が法定期限内の一時点において両法令の開示要請を満たす開示書類を作成、開示する方法



日本の上場企業は会社法に基づく事業報告等と金商法に基づく有価証券報告書という二つの法定開示書類と、証券取引所の上場企業に要請されるディスクロージャー短信と、あわせて三つの制度開示書類を作成し別々に提出している。会社法と金商法はそれぞれで開示のルールが定められていることから、二つの開示書類を作成する業務に二重になっているが、現行法制下でも会社法と金商法の両方の要請を満たしている書類を作成し開示することは可能である。一体書類は、事業報告等でもあるため、定時株主総会招集通知と一緒に株主総会前日の2週間前までに株主に対して発送する必要がある。

6 本決算スケジュール

これまで説明したさまざまな主体を含めた本決算スケジュール例を、3月期決算企業を前提にして示すと次ページの表のとおりである。なお、実務上は担当部署等も記載された、より詳細なスケジュールも必要となることはいうまでもない。

(本決算スケジュール例)

日付	会社	監査法人	印刷会社	株主名簿管理人	証券取引所	財務局	総会前	曜日	日	付
3月31日	期末決算	棚卸立会	招集通知作成セミナー(2~3月)	招集通知作成セミナー(2~3月)	決算発表予定日連絡				3月31日	水
4月3日	FASE有価証券セミナー								4月3日	水
4月5日				株主諸統計表・名簿上位入手					4月5日	金
4月10日			有報作成セミナー						4月10日	水
4月12日				株主名簿 OD-ROM 議決権行使書校正					4月12日	金
4月18日	株主総会社内打ち合わせ			決算事務連絡(発送物確認等)			10週		4月18日	木
5月1日	事業報告書(監査人へ)	(単体)	招集通知 研究部チェックへ						5月1日	火
5月2日	計算書(監査人へ)	監査(連結)					8週		5月2日	水
5月8日	総会付議事項決定	監査(計算書類)							5月8日	水
5月9日	総会議案文		研究部チェック戻り						5月9日	木
5月10日	決算短信文面確定 附属明細書提出 (監査役・会計監査)								5月10日	金
5月15日	取締役会、決算発表(目)			招集通知用封筒納入	決算短信 JDnet 提出 定款変更リリース・ 決算取締役会報告 株式分布状況報告				5月15日	水
5月16日	決算説明会								5月16日	木
5月17日			招集通知 研究部再チェック						5月17日	金
5月22日		監査人報告書 取締役会、監査							5月22日	水
5月28日			招集通知 研究部再チェック						5月28日	火
5月29日	監査役監査報告書(事業報告 受領後4週間、会計監査人監 査報告書受領後1週間)	有報監査人報告書 ドラフト							5月29日	水
5月30日			招集通知 研究部再チェック				4週		5月30日	木
6月4日	招集通知 納品		決議通知 エック依頼						6月4日	火
6月11日	有報 原稿完成		決議通知 エック依頼						6月11日	火
6月12日	株主総会招集取締役会 計算書類等 備置 招集通知 HP 掲載		決議通知 エック依頼		招集通知 PDF 提出		2週 +1		6月12日	水
6月13日		監査(有報)スタート	決議通知 校了・印刷	招集通知 校了・印刷					6月13日	木
6月14日		監査(有報)終了	有報 研究部						6月14日	金
6月18日			決議通知 納品	決議通知 校了・印刷					6月18日	火
6月20日	模擬総会		有報ページレイアウトチェック				1週		6月20日	木
6月21日			有報ページレイアウト完了						6月21日	金
6月24日			有報校了						6月24日	月
6月25日			有報提出データ作成			有報 EDINET 仮登録	2日		6月25日	火
6月26日	議決権行使期限(営業時間) 総会場セッティング 有報製本・会社保存 有価証券報告書 PDF 掲載	監査報告書(原本) 受渡し		議決権行使書 提出	有報、内務統制報告書、 確認書提出		1日		6月26日	水
6月27日	株主総会 総会議事録作成、取締役会 議決権行使書集計			議決権行使書 株主通信等	EDINET 仮登録		当日		6月27日	木
6月28日				配当金効力発生日	コーポレート・ガ ガ報告書更新、株 員届出書提出				6月28日	金

2 主要な経営指標等の推移

位置づけ 連結、単体に関する投資判断に資する数値指標を見やすく一覧にしたもの。いわゆる「ハイライト情報」と呼ばれる。

参 照 ひな型編〔2-1-2〕

解 説

1 記載の順序

連結財務諸表を作成している企業にあっては、連結経営指標を先に記載し、次に個別財務諸表に係る子会社の経営指標の順に記載する。

2 各種指標との整合性チェック

連結財務諸表、個別財務諸表のさまざまな数値や財務指標に整合性をとる必要があるため、連結財務諸表が完成した後に、誤りがないよう転記しなければならない。

実務担当者の準備作業

ハイライト情報への転記に備えて、各財務数値を一覧でまとめた基礎資料があると、校閲・監査の際に確認しやすいと考えられる。ただし、確認が完了した後に、財務諸表に修正が入ったりする等、中間的な資料を作成した場合には、書き替える必要と修正し忘れるリスクが伴う。自動で更新可能な状態にする等、リスクを低減させる工夫が必要となる。

3 数値の継続性

主要な経営指標等の数値に大きな変動が生じた場合には、数値の継続性の観点から、その要因等を脚注によって示すのが望ましい。数値に大きな変動をもたらす要因としては、例えば、規則等の改正、数値の定義・範囲等の変更、株式分割の実施、決算期の変更等がある。なお、潜在株式が存在しないため等の理由により「潜在株式調整後1株当たり純利益」について記載していない場合には、その旨（理由）を記載することが望ましい。

4 最近5連結会計年度の推移

第1号様式の読み替え（第1号様式から第三号様式へ）に伴い、最近5連結会計年度は、当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度と考える。また、決算期の変更等により、5連結会計年度では5年間の推移が記載されない場合には、5連結会計年度分を記載することが適当と考えられる。

その他

① 自己資本比率、自己資本利益率の計算にあたって、自己資本の金額の取扱いに注意すること。

自己資本比率は期末自己資本、自己資本利益率は期首・期末の自己資本の平均値を用いる。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{期末自己資本の額}}{\text{総資産の額}} \times 100$$

$$\text{自己資本利益率} = \frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益（個別の場合は当期純利益）}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2} \times 100$$

（注）自己資本＝純資産額－（株式引受権＋新株予約権＋非支配株主持分（連結の場合））

② 1株当たり配当金は、会社法453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同454条5項の中間配当の金額を含む）を意味する点に注意すること。

③ 従来、『提出会社の状況』に記載されていた『株価の推移』は、2019年1月31日の改正開示府令により、『企業の概況』の「主要な経営指標等の推移」に記載箇所が変更された。

「株価の推移」については、最近5年間の事業年度別最高・最低株価について記載する。二つの種類株式が上場されている場合には、株式の種類ごとに記載する必要がある。

なお、株式の新規上場、市場替え、決算期変更等があった場合には、その旨を脚注することが望ましいと考えられる。株式の分割等により、いわゆる権利落ちが生じた場合には、その旨を注記等に記載することが適当である。

④ 2019年1月31日の改正開示府令により、最近5年間の株主総利回りの推移を、提出会社が「選択する」株価指数の最近5年間の総利回りと比較して記載する事が求められている。

なお、類する他の方法により算定した割合を用いる場合には、算定方法の相違を併せて記載し、最近5事業年度の間に株式の併合又は株式の分割が行われた場合には、株式の併合又は株式の分割による影響を考慮して記載する。

$$\text{株主総利回り} = \frac{(\text{各事業年度末日の株価} + \text{当事業年度の4事業年度前から各事業年度末日までの1株当たり配当金累計額})}{\text{当事業年度の5事業年度前の末日の株価}} \times 100$$

総会前開示の際の留意点

「主要な経営指標等の推移」においては、最近5事業年度に係る1株当たり配当額が記載事項とされているため、当事業年度に係る配当額が確定していない場合には、決議する予定の配当額を記載し、その旨を注記する。

内部統制上のポイント

- ① 前期の有価証券報告書のデータを一期分として記入する際に、転記ミスをしないよう、入力担当者以外の者がダブルチェックする必要がある（ダブルチェックの必要性）。
- ② ハイライト情報に記載されている利益率は予想ではなく実績値であるため、予想利益ではなく実績の利益により計算する必要がある。

6 指定国際会計基準の適用

2010年3月期の有価証券報告書から、いわゆるIFRS（国際財務報告基準）を採用できるようになった。この場合、IFRSは金融商品取引法の財務報告体系において指定国際会計基準と呼ばれる。指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合であって、過年度遡及修正により前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正を行った場合は、有価証券報告書に記載すべき事項（第5【経理の状況】に記載する連結財務諸表を除く）のうち、その修正に関連する事項については修正後の内容及びその旨を記載することとされる。

指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成した場合には、計算される利益の名称等が異なるため、その連結財務諸表に係る連結会計年度に関して、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載することが求められている。

7 過年度遡及会計基準との関係

遡及処理を行う場合、前連結会計年度及び前事業年度については行わなければならないが、それ以前のもの（表示されるすべての期間）についても遡及処理を行うことは可能であるとされている。いずれの場合であっても、過去の財務諸表につき遡及処理を行った旨を注記しなければならない。また、遡及処理を行った場合、「企業の概況」、「事業の状況」及び「設備の状況」についても遡及処理を行うものと考えられる。

主要な経営指標の数値のうち遡及処理が求められるものは、連結財務諸表等（注記を含む）における遡及処理が行われたものと考えられる。したがって、資本金、発行済株式総数、1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、配当性向は、遡及処理しない数値で記載される。例えば、1株当たり当期純利益（遡及処理されたもの）としても、株価収益率や配当性向を算出するための1株当たり当期純利益は、遡及処理しない数値を使用することとされる。

8 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示

「1株当たり当期純利益金額」と「1株当たり当期純利益」の項目名の記載については、後者に共通化して記載することが可能であり、また、「純資産額」と「純資産」及び「総資産額」と「総資産」の項目名の記載については、それぞれいずれの表現にも共通化して記載することとなる。

我が国においては、現在、金融商品取引法に基づく有価証券報告書と、会社法に基づく事業報告等に計算書類及び連結計算書類（以下「事業報告等」という。）とから2つの開示書類を作成する実態がみられる。これについて、2017年12月28日に金融庁・法務省が公表した「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」では、有価証券報告書と事業報告等の一体的開示をより行いやすくするための環境整備の一環として、一定の事項について一定の形式における開示又は法令解釈の公表等の対応を行うこととした。これを踏まえ、2018年3月に公益財団法人「財務会計基準機構」より、有価証券報告書と事業報告等の記載の共通化を図るポイントや記載事例を示すことを目的として『有価証券報告書の開示に関する事項－「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組－』が公表された。記載の共通化に向けた留意点及び留意点の本公式テキストにおける記載箇所は以下の通りとなる。また、本公式テキストで記載のない事項は省略されている。

1. 「主要な経営指標等の推移」／「直前三事業年度の財産及び損益の状況」
⇒ 2. 主要な経営指標等の推移 [8 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示]
※有価証券報告書の「主要な経営指標等の推移」の記載には、事業報告の「直前三事業年度の財産及び損益の状況」の内容が参考となるものと考えられる。
2. 「事業の内容」／「主要な事業内容」⇒ 4. 事業の内容 [5「関係会社の状況」との関係]
3. 「関係会社の状況」／「主要な親会社及び子会社の状況」
⇒ 4. 関係会社の状況 [7 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示]
4. 「従業員の状況」／「雇用の状況」
⇒ 6. 従業員の状況 [3 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示]
5. 「重要な契約等」／「事業の譲渡」等
⇒ 10. 経営上の重要な契約等 [3 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示]
6. 「主要な設備の状況」／「主要な営業所及び工場」の状況
⇒ 13. 主要な設備の状況 [6 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示]
7. 「オプション制度の内容」／「新株予約権等に関する事項」⇒ 15. 株式等の状況 [4 新株予約権等の状況 ④事業報告等と有価証券報告書の一体的開示]
8. 「大株主の状況」／上位十名の株主に関する事項
※有価証券報告書における「大株主の状況」の記載により、原則的には、事業報告の上位10名の株主に関する事項の内容を満たすことができると考えられる。また、種類株式発行会社の場合には、上位10

名の株主それぞれについて、保有株式の種類及び当該種類ごとの数を注記することで、記載を共通化することができると考えられる。「所有株式数」が、株主名簿における保有株式数（種類株式発行会社の場合には、議決権を有しない株式を含む全ての種類株式の発行済株式数の総数。以下同じ。）と異なっているときは、株主名簿における保有株式数による記載を付記することで、事業報告の内容を満たすことができると考えられる。

9. 「役員の状況」／会社役員の「地位及び担当」並びに「重要な兼職の状況」

⇒ 18. コーポレート・ガバナンスの状況等〔4 役員の状況・事業報告等と有価証券報告書の一体的開示〕

10. 「社外役員等と提出会社との利害関係」／社外役員の重要な兼職に関する事項

⇒ 18. コーポレート・ガバナンスの状況等〔4 役員の状況・事業報告等と有価証券報告書の一体的開示〕

11. 「社外取締役の選任に代わる体制及び理由」／「社外取締役を置くことが相当でない理由」

⇒ 18. コーポレート・ガバナンスの状況等〔4 役員の状況・事業報告等と有価証券報告書の一体的開示〕

12. 「役員の報酬等」／「会社役員の報酬等」

⇒ 18. コーポレート・ガバナンスの状況等〔6 役員の報酬等・事業報告等と有価証券報告書の一体的開示〕

13. 「監査公認会計士等に対する報酬の内容」／「各会計監査人の報酬等の額」並びに「株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」

⇒ 18. コーポレート・ガバナンスの状況等〔5 監査の状況・事業報告等と有価証券報告書の一体的開示〕

14. 財務諸表及び計算書類の表示科目

⇒ 19. 経理の状況 冒頭〔6 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示〕

15. 財務諸表及び計算書類の1株当たり情報に関する注記

⇒ 2. 主要な経営指標等の推移〔8 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示〕

なお、2018年12月28日に、内閣官房、金融庁、法務省及び経済産業省から「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」が公表され、今後、一体的開示を行おうとする企業が参考にできる記載例を紹介している。

資料

〔関連条文等〕

- ・ 開示府令第1号（記載上の注意）同第二号様式（記載上の注意）(25)
- ・ 連結財規44条の2、68条の2 I・II、45条の3 I、2条⑫、1条の2、93条
- ・ 財規68条の2、95条の5、68条 I
- ・ 会社法453条、44条
- ・ 企業会計基準24号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」
- ・ 実務会計報告9号「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」
- ・ 企業会計基準24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」

〔必要となる資料・データ〕

- ・ 開示資料との整合性を確認可能な一覧表
- ・ 決算日における株価
- ・ 日々の株価データ（日々の高値、安値が分かるもの）
- ・ 株式分割等があった場合にはこれに係る情報

〔リファレンス〕

- 連結財務諸表〔2 - 1 - 21 ~ 2 - 1 - 25〕
- 連結財務諸表注記（1株当たり情報）〔2 - 1 - 45〕
- 財務諸表〔2 - 1 - 51 ~ 2 - 1 - 53〕
- 【株式等の状況】（発行済株式総数）〔2 - 1 - 16〕
- 【従業員の状況】（従業員数、平均臨時雇用人員）〔2 - 1 - 6〕

1
編2
編3
編4
編

第1章

有価証券報告書

8 サステナビリティに関する考え方及び取組

1編

2編

3編

4編

第1章
有価証券報告書

位置づけ 連結会社のサステナビリティ情報を、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つの要素に基づいて投資家に説明する。

参 照 ひな型編〔2-1-8〕

解 説

1 記載時点

当連結会計年度又は当事業年度における「サステナビリティに関する考え方及び取組」を記載する。

2 記載内容

- ① 本項目は国際的な比較可能性の観点から TCFD フレームワークの構成要素に基づき、「ガバナンス」「リスク管理」「戦略」及び「指標及び目標」の4つの構成要素に基き、内容を記載する。また、個々の構成要素の開示の要否についても TCFD フレームワークに則している。即ち、
- ・「ガバナンス」と「リスク管理」については、サステナビリティへの取組に際し、サステナビリティ情報の認識や重要性判断の枠組みが必要となることからすべての企業が開示を求められる。
 - ・「戦略」と「指標及び目標」については、各社が「ガバナンス」「リスク管理」の枠組みを通じて重要と判断したサステナビリティ項目に関して記載することとされ、重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かに判断すべきとされている。また、重要性がないと判断して記載しないこととした場合でも、その判断や根拠を含めた開示は投資家にとって有用な情報であるため、積極的に開示することが推奨されている。

●4つの構成要素と定義

構成要素	定義	開示のレベル
ガバナンス	サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンス体制及び手続	必須
リスク管理	サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための体制及び手続	必須
戦略	短期・中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性のあるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組	重要性判断
指標及び目標	サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報	重要性判断

- ② 本項目に「戦略」並びに「指標及び目標」については、上記①を踏まえた重要性判断に関わらず、すべての企業が開示を求められる。なお、会社の定めた「戦略」によっては前記【従業員の状況】に記載されている多様性推進の内容と同一の「指標及び目標」が設定される場合もあり、重複する内容については【従業員の状況】に照準の旨記載する事例も見受けられる。

●「留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示」

金融庁より、『令和5年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等』が2024年3月29日に公表されている。本文書において、「留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示」と題して、サステナビリティに関する開示の主な課題が揭示されている。

具体的には、下記の9つが主な課題として掲げられている。

1. サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である
2. サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である
3. サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない
4. 戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについて記載がない
5. サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である
6. 人的資本（人材の多様性を含む）に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である
7. 人的資本（人材の多様性を含む）に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっている
8. 「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載し、参照する場合において、記載上の不備がある
9. 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表している開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある

●9項目の主な課題の開示例と問題点

1. サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である
 - ・ガバナンスに関して、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められている

〈問題のある開示例〉

（ガバナンス）

当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方は、創業以来の経営理念に基づき、社会奉仕、挑戦革新及び価値創造の履行を通じて、株主・投資家・取引先・ステークホルダーの皆様のご期待に応えながら、持続可能な社会の実現に寄与することです。堅強なコーポレート・ガバナンス体制は、適正利潤を確保し持続的な企業価値向上を図るための重要な基礎であると考えております。

〈問題点〉

ガバナンスに関する基本的な考え方は記載されているが留まっており、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続については記載されていない。

2. サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である
3. サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない
 - ・リスク管理に関して、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程について記載が求められている

〈問題のある開示例〉

（リスク管理）

当社がサステナビリティを実現するためには、様々なリスクに対するリスク管理が必要です。具体的には、例えば、以下の3つのリスクと対策が考えられます。

・環境的リスク

雑誌の制作や配送・配達などの活動により環境負荷を抱える可能性があります。対策としては、雑誌製作工程において発生する損紙の削減、省エネルギー化、配送車両等のEV化、古紙など廃棄物のリサイクルなど、環境に配慮した活動を進めることが必要と考えます。

〈問題点〉

会社のリスク管理に関する考え方、リスク及び対策が記載されているが、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程については記載されていない。

4. 戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについて記載がない

- ・戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載が求められている

〈問題のある開示例〉

(ガバナンス)

当社では、サステナビリティに関連した課題への対応を当社の経営課題及び経営戦略の一つとして掲げ、当社が取り組むべきマテリアリティ（重点課題）を識別した上、具体的な施策や達成目標を定めております。マテリアリティとしては、環境調和型サービスの開発、気候変動への対応等を識別しております。

(戦略並びに指標及び目標)

—

〈問題点〉

環境調和型サービスの開発や気候変動への対応を重点課題として掲げ、具体的な施策や達成目標を定めている旨を記載している。

会社は同年度の統合報告書で、当該重点課題に関する戦略や指標及び目標を開示しており、会社の実績等の結果、当該戦略や指標及び目標は、重要なものであり、上記開示の中で開示が求められている事項に該当することが判明したが、有価証券報告書の戦略並びに指標及び目標項目では、当該重点課題に関する戦略や指標及び目標が記載されていない。

5. サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭な場合、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である

- ・戦略（短期、中期及び長期）は、連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対するための（取組）並びに、指標及び目標（サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を定量的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報）のうち、重要なものについて記載が求められている

〈問題のある開示例〉

(戦略)

当社は賃貸不動産の改修等を進め、より快適な空間を提供することで、入居者の満足度を向上させるとともに、貸室や駐車場及び会議室を利用したい会社に対し、安価な料金で提供することにより、入居率の向上を目指しています。

(指標及び目標)

当社は入居率を目標とし、当該指標に関する当事業年度の目標は100%及び実績は95%であります。

〈問題点〉

会社は取組や指標及び目標の内容を記載するだけに留まっており、対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会の内容について記載していない。このため、戦略並びに指標及び目標の内容が不明瞭なものとなっている。

6. 人材（人材の多様性を含む）に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である

- ・人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備に関する方針を記載すること並びに記載した方針に関する指標、目標及び実績を記載することが求められている

〈問題のある開示例〉

(戦略)

当社は、人財戦略として、「経営理念に適う DX を含めた専門性を備えた人財の育成」及び「多様性の確保」について重点的に取り組みを行っております。

(指標及び目標)

エンゲージメントスコアの向上に取り組んでおり、当期末現在で B ランクです。

〈問題点〉

人的資本に関する方針として、「経営理念に適う DX を含めた専門性を備えた人財の育成」や「多様性の確保」が記載されているが、これらの方針と指標等の対応関係が不明瞭であるため、当該方針に関連する指標・目標及び実績が記載されているか、不明瞭。

7. 人的資本（人材の多様性を含む）に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない

- ・人的資本（人材の多様性を含む。）に関する「指標及び目標」についても基本的に、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社を対象に記載することが求められている

〈問題のある開示例〉

(戦略)

当社グループでは、多様性確保の観点から、男女ともに各従業員が活躍できる雇用環境の整備に重点的に取り組んでおり、例えば、女性管理職育成研修や女性従業員働きやすさ及び職場環境に関連するサーベイ等を実施しております。

(指標及び目標)

女性管理職比率については当期末現在で 5.0% ですが、25 年 3 月末までに 10% 以上とすることを目標としております。なお、当該実績及び目標は、提出会社のものに記載されております。

〈問題点〉

連結会社を対象とした記載が求められている中、理由等も記載もなく提出会社の指標及び目標のみが記載されている。

8. 「サステナビリティに関する考え方及び取り組み」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、記載が不備がある

- ・「サステナビリティに関する考え方及び取り組み」に記載すべき事項の全部又は一部を届出書(有価証券報告書)の他の箇所において記載した場合、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができるとされている

〈問題のある開示例〉

(ガバナンス)

詳細については、第 4 提言「会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりであります。

(リスク管理)

詳細については、「事業等のリスク」に記載のとおりであります。

〈問題点〉

「ガバナンス」については「コーポレート・ガバナンスの概要」、「リスク管理」については「事業等のリスク」に記載している旨を開示しているが、実際には、これらの参照先では「サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続」や「サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程」に関する記載がない状態となっている。

9. 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある

- ・「サステナビリティに関する考え方及び取組」を記載するにあたっては、開示府令第三号様式記載上の注意（10-2）で準用する第二号様式記載上の注意（30-2）a から c までに規定する事項を有価証券報告書に記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照し、旨の記載を行うことができるとされている

（戦略並びに指標及び目標） 当社グループは、気候変動への対応をマテリアリティ（重要課題）の一つとして識別しており、TCFD提言への賛同を表明しております。TCFD提言に沿った情報開示については、当社ウェブサイトをご参照ください。
〈問題点〉 会社はウェブサイトでは、TCFD 提言に沿った情報開示として、当年度における気候変動に関連した各種のリスクや機会に対応する戦略並びに指標及び目標の具体的な取組内容について詳細に記載しており、会社への質問等の結果、これらの取組は上記開示府令で記載が求められている戦略や指標及び目標に一致することが判明した。会社の有価証券報告書においては、戦略並びに指標及び目標の具体的な内容が記載されていない。

「ガバナンス」「リスク管理」「戦略」並びに「指標及び目標」等の構成要素ごとの留意事項を以下のとおり。

構成要素	開示にあたっての留意事項
ガバナンス	【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意する事項】 ■ガバナンスについては、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続の内容について記載することが求められる。（開示府令第三号様式記載上の注意（10-2）で準用する第二号様式記載上の注意（30-2）a） ■ガバナンスについては、例えば、気候変動関連の人的資本関連のリスクや機会が存在しているような場合には、全体的なガバナンスに加え、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続について記載することが考えられる。 【開示の充実に向けて参考となると思われる事項】 ■ガバナンスを記載する際、執行及び監事等から記載すると効果的であり、サステナビリティに関する委員会等の役割等の記載だけでなく、取締役会等による監督の状況等も記載すると、より有益なものと考えられる。 例えば、SSBJ が参考としている ISSB の IFRS S1 基準「サステナビリティ関連財務情報開示に関する国際的要素」（以下、「S1 基準」という。）27 項では、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監督に責任を負うガバナンス機関等を特定し、以下のような事項に関する情報やガバナンスの過程、統制及び手続における経営者の役割に関する情報を開示することが求められている。 ・サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する責任が、その機関等に適用される、付託事項、使命、役割の記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか ・その機関等がサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応するために設計された戦略を監督する能力の適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうか又は開発する予定であるかどうか、どのように判断しているか ・その機関等に、サステナビリティ関連のリスク及び機会について、どのように、また、どの頻度で情報がもたらされているか ・その機関等が、企業の戦略、主要な取引に関する当該企業の意思決定並びに当該企業のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するにあたり、サステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか

	・その機関等が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する目標の設定をどのように監督し、それらの目標に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか（関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうか、また、含まれている場合、どのように含まれているかを含む。） ■ガバナンスについては、該当する場合には、取締役会等に関してだけでなく、監査役会等、内部監査部門に関しても併せて記載することが考えられる。 ■ガバナンスについては、「コーポレート・ガバナンスの状況等」への参照方式を活用することによって開示を充実させることが考えられる。なお、参照方式を活用する際には、「サステナビリティに関する考え方及び取組」に他の箇所において記載している旨を記載するとともに、当該箇所の箇所において「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を適切に記載する必要があることに留意する。
リスク管理	【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項】 ■リスク管理では、サステナビリティ関連のリスク及び機会を特定し、評価し、及び管理するための過程について記載することに留意する。サステナビリティに関する取組の開示では、全般的に、サステナビリティ関連のリスクに関する企業の取組だけではなく、機会に関する企業の取組の開示も求められており、リスク管理では、サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するものの過程だけではなく、サステナビリティ関連の機会についても、同様の過程について記載することに留意する。 ■リスク管理については、例えば、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会が存在しているような場合には、全般的なリスク管理に加えて、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会を識別、評価及び管理するための過程について記載することが考えられる。 【開示の充実に向けて参考となるべき事項】 ■SSBJ が基準開発のベースとして用いた ISO 26000 の S1 基準等では、リスクを識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするプロセスで用いるデータ・ソース（例えば、データ・ソース等）の他、リスクの影響の性質、発生可能性及び規模をどのように評価するかやリスクをどのように優先順位付け、モニタリングしている等に関する情報を開示することが求められている。また、サステナビリティ関連のリスク及び機会を特定し、評価し、優先順位付け及びモニタリングするためのプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスのどのような部分に位置しているかに関する情報についても開示することが求められており、リスク管理の状況を記載するにあたって参考になると考えられる。
戦略・目標及び指標と目標	【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項】 ■戦略並びに指標及び目標は、重要なものについて記載が求められるが、重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関するガイドライン」において「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要な点から判断すべきと考えられる」としていること等を参考にする可以考虑。例えば、有価証券報告書において気候変動関連の戦略並びに指標及び目標について重要性がないという理由で記載を省略しているにもかかわらず、他の公表資料（統合報告書やウェブサイト等）では、気候変動を重要な課題として識別した上で関連する戦略並びに指標及び目標について開示しているような場合には、それぞれに目的や想定利用者が異なるため、重要性の判断にも相違が生じうること等が考えられるものの、本来であれば有価証券報告書に記載すべきと考えられる重要な戦略並びに指標及び目標が記載されていない可能性があるため、留意する。 ■戦略（短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。）並びに指標及び目標（サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報という。）のうち、重要なものについて記載が求められている。サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組やサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報として、戦略並びに指標及び目標が規定されていることに留意する。

	【開示の充実に向けて参考となると考えられる事項】 ■各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待される（記述情報の開示に関する原則（別添））。また、戦略並びに指標及び目標について、検討中や策定中等の理由により開示できない場合には、その旨を当連結会計年度末現在での取組状況として記載するとともに、当連結会計年度末現在での今後の取組の予定についても併せて記載することが考えられる。 ■投資者が戦略や指標及び目標の内容を適切に理解できるように、それらを開示する際には、対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会についても併せて記載することが考えられる。 ■SSBJが基準開発のベースとしているISSBのS1基準34項では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する財務的影響の記載が求められており、投資者にとって有用性のあるリスクや機会の開示を検討する際に参考になると考えられる。 ■財務的影響や指標などの定量情報を記載する場合には、その内容を投資者が適切に理解できるように、前提その他の補足情報（定義、算定方法、仮定等）についても併せて記載することが考えられる。 ■記載した方針と当該方針に関連する指標、目標及び実績について、対応関係を分かりやすく開示することが望ましいと考えられる。 ■指標については、特に企業固有のものであるような指標の開示については、指標の前提その他の補足情報（定義、算定方法、仮定等）についても併せて記載することが考えられる。
その他 一般的な事項	【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項】 ■「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書の他の箇所に記載して省略する場合には、開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)に従って、「サステナビリティに関する考え方及び取組」に他の箇所において記載している旨を記載するとともに、当該他の箇所において「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を適切に記載する必要があることに留意する。開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)。 ■「サステナビリティに関する考え方及び取組」を記載するにあたっては、開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(10-2)aからcまでに規定する事項については、これを有価証券報告書に記載する必要があるが、その上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照して記載を行うことができるとされていることに留意する。開示ガイドライン5-164。

このほか、開示の充実に向けて参考となると考えられる全般的事項として、以下の事項が掲げられている。

（1）重要性 ▶サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、投資者の投資判断にとって重要な情報が開示されることが求められる。重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において、「その事柄が企業価値に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていることを参考にすることが考えられる。	
（2）ストーリー（文脈）を意識した開示 ▶サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、投資者がストーリー（文脈）を理解できるように開示することが求められるが、例えば、以下のような事項が参考になると考えられる。 ・サステナビリティ関連全体の考え方を記載した上で、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標の4つの構成要素について記載すると分かり易いと考えられる。 ・4つの構成要素は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した取組であることから、各取組に関連するリスクと機会についても併せて開示することが望ましい。 ・4つの構成要素の繋がりについて分かり易く開示することが望ましい。	

(c)検討中・策定中等の場合の開示

- ▶サステナビリティに関する取組の内容について、期末日現在において検討中・策定中等の場合、その旨を期末日現在における取組の状況として記載することが考えられる。また、期末日現在での今後の取組の予定についても併せて開示することが考えられる。

(d)補足情報の開示

- ▶企業独自の情報については、企業外部の投資者でも理解可能なように、前提その他の補足情報を併せて開示することが考えられる。

(e)参照方式

- ▶有価証券報告書内の他の箇所や他の開示書類等に記載した情報を参照する方式を活用して、開示が実現させることが考えられる。

③ 補足説明

●サステナビリティ関連の開示に関するガイダンス

サステナビリティ関連の開示については、前述の「留意事項等（サステナビリティに関する企業の取組の開示）」のほか、投資家等からの意見の聴取を経て、金融庁より様々な好事例が分析・公表されている。金融庁：有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項（サステナビリティの開示等の課題）にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビュー実施について（令和6年度）の「別添1」参照）

また、「記述情報の開示に関する原則（別添1）」として、サステナビリティ開示に関する考え方が纏められている。（金融庁：サステナビリティ情報の開示に関する特集ページ）

・記述情報の開示に関する原則（別添1）—サステナビリティ情報の開示について—

〔法令上記載が求められている事項〕

サステナビリティに関する取組の開示においては、「ガバナンス」と「リスク管理」は、すべての企業において開示が求められ、「戦略」と「指標及び目標」は、企業において重要性を判断して開示することが求められている。

(考え方)	望ましい開示に向けた取組み
●サステナビリティに関する考え方及び取組は、企業の長期的持続可能性に関する事項について、経営方針、経営戦略等との整合性を意識して説明することが求められる。（注1） ●「ガバナンス」と「リスク管理」は、企業において、自社の業態・経営環境、企業価値等を踏まえ、サステナビリティ情報を開示し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から、すべての企業が開示することが求められる。 ●「戦略」「指標及び目標」は、開示が望ましいものの、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示することが求められる。	企業は、業態や経営環境等を踏まえ、重要であると判断した具体的なサステナビリティ情報（注2）について、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の枠で開示することとすべきである。なお、「戦略」「指標及び目標」について、各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待される。 また、国内における具体的開示内容の設定が行われていないサステナビリティ情報の記載に当たって、例えば、国際的に確立された開示の枠組みである気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）又はそれと同等の枠組みに基づく開示をした場合には、適用した開示の枠組みの名称を記載することが考えられる。 （注1）サステナビリティの概念は、様々な主体において説明が行われており、例えば、我が国のコーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードでは、「ESG 要素を含む中長期的な持続可能性」としている（ほか、2022年6月13日公表の「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」注2参照）。

サステナビリティ情報には、国際的な議論を踏まえると、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得ると考えられる。

（注2）2022年6月13日に公表された「金融審議会 ディスカバー・ジャーワーキング・グループ報告」においては、企業が、気候変動対応が重要であると判断する場合には、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の枠で開示することとすべきであると。また、温室効果ガス（GHG）排出量に関しては、投資家と企業の建設的な対話に資する有効な指標となっている状況に鑑み、各企業の業態や経営環境を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に、Scope 1（事業者自らの直接排出）・Scope 2（他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出）の GHG 排出量について、企業において積極的に開示すること、期待されるとされた。

また、人的資本、多様性に関する開示については、女性管理職比率、男性の育児休業取得率、賃金格差といふ多様性に関する指標については、投資判断に有用であるがベースでの開示に努めるべきであるとされた。

COLUMN 「投資家等が期待する主な開示のポイント」

第1編 第3章 第6節「記述情報の開示の好事例集の活用」に記載の通り金融庁は投資家・アナリスト・有識者及び企業により開示の好事例に関する勉強会を開催し、2023年12月にサステナビリティに関する考え方及び取組の開示例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例 2023」を公表した。また、2024年3月には「コーポレート・ガバナンスの状況等」（「コーポレート・ガバナンスの概要」、「監査の状況」、「株式の保有状況」）及び「経営上の重要な契約等」に関する開示の好事例等を追加し、公表した。

このうち、「サステナビリティに関する考え方及び取組」に関する「投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント」で有用な記載の主な事例は以下の通りとなる。

■「全般」

- ・サステナビリティ情報では、比較可能性、透明性、独自性の3つの観点が重要であることから、各社の独自性を持った取組について具体的に開示する
- ・サステナビリティに関する取組により、企業価値がどのように創出されるかを記載する
- ・ESGやサステナビリティに関するKPIについて、KPIを選定した理由や算定方法等について記載する
- ・非財務情報は、超長期の方針・計画等の将来の方向性を財務情報で示すことがないために、非財務情報と財務情報の連動性及開示のタイミングを整合させ、時間軸を持った開示とする

■「全般的な要求事項」

- ・サステナビリティ全般から説明することによりサマリーとしてわかりやすく開示する
- ・4つの枠組みのうち、ガバナンスにおいては、サステナビリティをどの程度重視しているかを明らかにするよう、全般的なガバナンス体制を開示するとともに、取締役会や監査陣を監督するなどの実効性に関する評価について開示する。また、リスク管理では、そのプロセスを開示する

■「気候変動関連等」

- ・TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）において、製造業は材料調達から製造、消費、廃棄に至る過程で排出される温室効果ガスの量のうち、自社以外からの間接排出量となる Scope3 が求められており、気候変動の開示においては、Scope3 を開示する
- ・Scope3 の開示に加えて、シナリオ分析を行うに当たって前提条件や想定期間の明示、機会とリスクの事業インパクト、目標値を開示する
- ・分析の過程や結果が分かりやすいものがあるため、シナリオ分析においては、自社に関係のある情報をシナリオに反映したうえでシナリオを開示する
- ・生物多様性や水資源等は、TCFD の重要なテーマであるため積極的に開示する

■「人的資本、多様性等」

- ・経営戦略と人的資本の係りや、どのような取組で双方が関連しているかについて開示する
- ・人的資本にはコンプライアンス的な部分と、戦略的な部分の2つ要素があり、コンプライアンス的な部分は比較可能性が期待され、戦略的な部分は経営戦略と関連した独自性の高い開示をする
- ・人的資本は、各社の独自性が強い項目であるため、実績値を開示するだけでなく、ビジネスモデルを踏まえ説明や時系列での開示をする
- ・比較可能性の観点から従業員の状況の記載欄における「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」は、害の記載だけでなく、具体的な管理職の人数や育児休業の取得日数、平均賃金額等の実績値も開示する

■「人権」

- ・投資家の理解を促すため、指標及び目標として、例えば、人権デュー・ディリジェンスで問題になった件数等の定量情報を開示する

資 料

〔関連条文等〕

- ・ 開示府令第二号様式（記載上の注意）(30-2)
- ・ 開示ガイドライン〔5 - 16 - 4、5 - 16 - 5〕

〔必要となる資料・データ〕

- ・ 取締役会議事録、経営会議議事録、サステナビリティ委員会議事録等に関する資料
- ・ 気候変動、人的資本等サステナビリティへの取組に関する資料

〔リファレンス〕

- ・ 「従業員の状況」〔2 - 1 - 6〕

1
編2
編3
編4
編

第1章

有価証券報告書

21 連結貸借対照表

位置づけ 企業集団における財政状態を表す。

参 照 ひな型編〔2-1-21〕

解 説

1 総 論

連結貸借対照表は連結財務諸表の一部を構成し、企業集団の期末日現在における財政状態を表す。様式は、連結財規様式第四号となる。すなわち、連結貸借対照表は資産の部、負債の部、資産と負債の差額で表現される純資産の部から構成されており、さらにそれぞれ適切な科目に細分化されている。企業集団の状況を知るための重要な情報の1つであるといえる。

表示方法は、最近2連結会計年度の連結貸借対照表を比較する形式（左側に比較情報である前連結会計年度、右側に当連結会計年度）となる。金額は千円又は百万円の単位に統一され、その単位は連結財務諸表及び注記事項も単位を統一する。

特定の科目と関係のある注記を記載する場合には、注記の内容と当該科目との関連が明確になるように、当該科目に注記番号を付す必要がある。また、資産と負債の記載順序は、流動性記列法（流動性の高い項目から並べて記載する方法）を原則とする。

ワンポイント・レッスン

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用や連結財務諸表等の改正により、新たに比較情報の作成が規定された。ここで比較情報とは、当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結附属明細表を除く）に記載された事項に対応する前連結会計年度に係る事項をいう（個別財務諸表も同様）。そして当連結会計年度に係る連結財務諸表は、この連結財務諸表の一部を構成するものとして比較情報を含めて作成しなければならないと規定された。その際、前連結会計年度の情報は当連結会計年度の情報に対応する比較情報であるとの位置づけとなった。なお、比較情報の記載に関しては、以下の点に留意する必要がある。

- ・当連結会計年度に係る連結財務諸表に記載されたすべての数値について、原則として、対応する前連結会計年度に係る数値を含めなければならない。
- ・当連結会計年度に係る連結財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前連結会計年度に係る定性的な情報を含めなければならない。

なお、2012年5月10日付けで日本公認会計士協会より「比較情報の取扱いに関する研究報告（中間報告）」が公表された。これは比較情報というこれまでの会計慣行に馴染みの薄い概念が登場したことによる実務上の検討点である。A形式にとめたものである。実務上で比較情報の記載に迷った場合には参考にされたい。

担当者の準備

事前に、前連結会計年度の欄に、前期の有価証券報告書のデータを転記しておく。

有価証券報告書や半期報告書における金額の単位は、千円又は百万円とされている。一般的に、端数処理が多いため（四捨五入の場合、一般的には表示した金額での合計額が正しくなるように端数調整を行う必要があり、煩雑なため）。なお、単位未満の数の端数処理の結果1未満となる項目や、残高自体がない項目を表示する場合、当該項目が「端数処理の結果1未満」なのか、「残高自体がない」のかを区別する必要がある。一般的には、「端数処理の結果1未満」を「0」とし、「残高自体がない」場合は「-」で示す。

現在、有価証券報告書の連結財務諸表本表並びに財務諸表本表（製造原価明細書を除く）及び半期報告書の間（連結）財務諸表本表、短信サマリー情報の部分には XBRL が導入されている。XBRL とは、eXtensible Business Reporting Language の略で、各種財務報告情報を利用しやすくするために標準化された XML ベースの言語のことをいう。XBRL で財務情報を作成・報告することにより、財務情報利用者は財務情報をデータとして利用することが容易となり、財務情報の分析等の利便性が向上するといわれている。また、XBRL の導入により、従来は企業が任意で付していた科目名称が標準科目名称として統一された。そのため、新規の科目を使用する場合には、まず標準の科目名称に該当するものがあるかどうか確認し、該当するものが存在しない場合には、新たに設定することとなる。詳しくは金融庁公表の「報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン」等を参照のこと。

2 流動資産

① 流動資産に属する科目

流動資産とは、現金及び預金、売上債権、棚卸資産、前渡金、その他1年以内に現金化されるものをいう。通常の取引に基づいて発生した電子記録債権（破産更生債権等で1年以内に回収されることが明らかなものを除く）も流動資産に属する。

流動資産に属する資産は、以下の項目の区分に従い掲記する。

- a 現金及び預金
- b 受取手形
- c 売掛金
- d 契約資産
- e リース債権及びリース投資資産
- f 有価証券
- g 商品及び製品（半製品含む）
- h 仕掛品
- i 原材料及び貯蔵品
- j その他

ただし、b～dの項目以外の項目で、金額が資産の総額の100分の1以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、一括して掲記することができる。また、受取手形、売掛金、契約資産を除いて、他の項目に属する資産と一括して表示できるが、その場合、科目及びその金額をそれぞれ掲記しなければならない。一方で、上記の科目に該当しない項目であっても、資産の総額の100分の5を超え、金額が大きいものについては、当該資産の内容を示す科目をもって別に掲記しなければならない。

ワンポイント・レクチャー

電子記録債権とは、電子記録債権法に定められた「その発生または譲渡について、電子記録を要件とする債権」をいう。電子記録債権制度は、事業者の資金調達の円滑化等を図るために新たに創設された制度である。電子記録債権は、電子記録債権記録機関を通じてその発生や譲渡が行われる。指名債権や手形取引の場合に発生した二重譲渡の危険性、紙媒体による管理の煩雑性を排除しつつ、より安全に低コストで資金取引を行うことが可能となった。

② 商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の表示

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品については、「棚卸資産」の科目をもって一括して掲記することもできる。ただし、この場合にはそれぞれの科目の金額を注記することが必要となる（〔2 - 1 - 29〕参照）。

③ 通常の取引以外の手形債権

通常の取引以外の取引に基づいて発生した手形債権については、「受取手形及び売掛金」から除外するのが原則であるが、資産の総額の100分の1以下であれば「受取手形及び売掛金」に含めることもできる。

④ デリバティブ取引により生じた正味の債権

デリバティブ取引により生じる正味の債権で、資産の総額の100分の5を超えるものについては、その内容を示す名称を付した科目をもって記載する。

⑤ 還付税額の表示

法人税等につき還付されることが確定済みの額及び還付額の合理的見積が可能な額については、金額が乏しい場合を除き、「未収還付法人税等」等その内容を示す適当な名称を付した科目をもって掲記する。

消費税の未収分があれば、「未収消費税等」等その内容を示す適当な名称を付した科目をもって掲記する。金額に重要性がない場合は、「未収入金」等他の適当な科目と一括して表示する。

⑥ 流動資産に係る引当金の表示

流動資産に属する資産に係る引当金（評価性引当金）は、当該各資産科目に対する控除科目として、その設定目的を示す名称で掲記するか、あるいは以下の方法で表示する必要がある。

- a 当該引当金に対応する資産科目ごとではなく、一括科目として一括して掲記する方法
 - b 当該引当金を当該資産から直接控除し、控除残高を当該各資産の金額として表示する方法
- ただし、bの方法による場合には、控除額を当該各資産科目から一括して注記することが必要となる。

ワンポイント・レッスン

〈評価性引当金と負債性引当金〉

引当金には、資産項目の控除として表示される引当金（貸倒引当金等）と負債項目に表示される引当金（賞与引当金等）がある。これら2つは、「引当金」に「負債性引当金」と呼ばれるものと「評価性引当金」と呼ばれるものの2種類が存在する。このうち「評価性引当金」とは、資産の評価に関して資産の評価額から控除すべき部分に対して設定するものである。他方、「負債性引当金」とは、負債の性質があるもの（将来の債務の支払可能性）を有するものである。仮に将来、貸し倒れが発生して貸倒引当金を取り崩れなくなっても、キャッシュ・アウトはない。すなわち「貸倒引当金」については負債性がない、資産の控除として計上される引当金といえる。そのため貸倒引当金は負債項目ではなく、資産の控除項目として表示される。引当金の計上場所で迷ったら、資産に対する評価としての引当金なのか、将来の債務、損失に備えての引当金なのかを考えてみるといいだろう。なお、どちらも引当金であることに変わりなく、計上にあたっては、引当金の4要件（将来の損失、原因が当期以前の事象に起因する発生確率が高い、金額を合理的に見積ることができる）を満たさなければならないことに注意する。

〈IFRS（国際財務報告基準）との比較〉

IFRSと日本基準では引当金の定義が異なる。IFRSでは確定債務を重視しており、日本基準で計上している引当金がIFRSでは計上できない可能性がある。今後のIFRSの導入動向に注視することが必要である。

3 固定資産

① 固定資産に属する科目

固定資産の範囲は、営業の用に供する機械装置等の有形固定資産、のれん、ソフトウェア等の無形固定資産、投資有価証券等の投資その他の資産に区分される。固定資産は、売却目的の資産ではなく、また現金化可能であっても現金化までに1年超かかる資産が対象となる。

固定資産に属する資産は、それぞれ以下の項目の区分に従い掲記する。

有形固定資産	無形固定資産	投資その他の資産
建物及び構築物	のれん	投資有価証券
機械装置及び運搬具	リース資産	長期貸付金
土地	公共施設等運営権	繰延税金資産
リース資産	その他	退職給付に係る資産
建設仮勘定	—	その他
その他	—	—

ただし、上記の科目に該当する項目（退職給付に係る資産を除く）であって、当該資産の総額の100分の1以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、一括して掲記することができる。一方で、上記の科目に該当しない項目であるが、資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産の内容を示す科目をもつて別に掲記しなければならない。

ワンポイント・レッスン

流動又は固定の区分は、正常営業循環基準（1年基準）（フリー・ルール）による。もっとも、実務上、流動区分に計上するべきか、固定区分に計上するべきか迷う項目が発生する場合がある。その場合は、「1年内の現金化」が確実な場合に限り流動区分に計上することが、原則的な見地からは望ましいといえる。1年内の現金化が不明であるなら、とりあえず固定区分に計上しておく方が無難である。

② リース資産の表示

有形固定資産、無形固定資産のリース資産については、各項目（建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、その他）に含めて表示することもできる。

ワンポイント・レッスン

リース資産については、固定資産の種類を問わず、リース資産の名称をもって計上する方法と、属する固定資産に含めて表示する方法がある。リース資産は、契約単位ごと、かつ、固定資産システム外で管理されていることが多く、及び、管理上の煩雑性を考慮すると、「リース資産」の科目により管理・表示した方が至便と思われる。もっとも、企業の実態を適切に財務諸表に反映させるとの見地から、どちらの方法を採用するかを判断することが望ましい。

有形固定資産の減価償却累計額の表示

有形固定資産の減価償却累計額については、以下のいずれかの方法により表示する。

- 各資産科目に対する控除科目として掲記する方法
- 一括して一括して掲記する方法
- 当該資産から直接控除し、控除残高を当該各資産の金額として表示する方法

ただし、上記cの方法によった場合には、控除額を当該各資産科目別又は一括して注記することが必要となる（〔2 - 1 - 29〕参照）。

④ 有形固定資産の減損損失累計額の表示

有形固定資産の減損損失累計額については、以下のいずれかの方法により表示する。

- 当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高は各資産の残高として掲記する方法
 - 減価償却を行う資産に対する減損損失累計額について、当該各資産の控除科目として掲記する方法
 - 減価償却を行う資産に対する減損損失累計額について、控除科目として一括して掲記する方法
 - 減価償却を行う資産に対する減損損失累計額について、減価償却累計額と合算した金額を控除科目として減価償却累計額、若しくは、減価償却累計額及び減損損失累計額の名称をもって掲記する方法
- ただし、上記 d の方法のうち、減損損失累計額を減価償却累計額に含めて表示した場合、その旨を注記する必要がある（〔2 - 1 - 29〕参照）

ワンポイント・レッスン

実務上は、減損後の減損損失累計額の管理の煩雑性から、a の記載方法を採用する会社が少なくない。

⑤ 無形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額の表示

各無形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額は、その金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示する。

ワンポイント・レッスン

償却累計額の取扱いについては、有形固定資産の取扱いと相違するため、留意が必要である（繰延資産も同様）。

⑥ 投資その他の資産に係る引当金の表示

投資その他の資産に属する資産に係る引当金（計上性引当金）は、流動資産に係る引当金と同じく、当該各資産科目に対する控除科目として、その設定目的を明記した名称で掲記するか、あるいは以下の方法で掲記する必要がある。

- 当該引当金に対応する資産科目とは異なる控除科目として一括して掲記する方法
- 当該引当金を当該資産から直接控除し、控除残高を当該各資産の金額として表示する方法

ただし、b の方法を採用する場合には、控除残高につき当該各資産科目別又は一括して注記することが必要となる。

ワンポイント・レッスン

引当金の流動、固定資産計上区分は対象となる資産と同じ区分で計上する必要がある。実務上、破産更生債権等を営業債権（流動資産）で管理し、最終表示の段階で投資その他の資産（固定資産）に組替を行う場合がある。このような場合は当該破産更生債権等に係る引当金も忘れずに投資その他の資産（固定資産）に組替を行う必要がある。

⑦ 繰延税金資産及び繰延税金負債の表示

繰延税金資産及び繰延税金負債がある場合には、異なる納税主体の繰延税金資産（負債）に係るものを除き、その差額を掲記する必要がある。

4 繰延資産

繰延資産とは、創立費、開業費、株式交付費、社債発行費及び開発費のことをいう。繰延資産に属する項目は、上記の区分に従い掲記する。ただし、資産の総額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する資産と一

一括して表示することが適当であると認められるものについては、一括して掲記することができる。

繰延資産に属する項目の償却累計額については、当該繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示する。

5 流動負債

① 流動負債に属する科目

流動負債とは、支払手形、買掛金、前受金、引当金（1年以内に使用されないと認められるもの、資産に係る引当金を除く）、未払金、その他1年以内に支払又は返済が行われるものをいう。通常取引に基づいて発生した電子記録債権に係る債務も流動負債に属する。

流動負債に属する負債は、以下の項目の区分に従い掲記する。

- a 支払手形及び買掛金
- b 契約負債
- c 短期借入金（金融手形及び当座借越を含む）
- d リース債務（1年以内に期限が到来するもの）
- e 未払法人税等（法人税、住民税及び事業税の未払額）
- f 引当金
- g 資産除去債務（1年以内に履行されると認められるもの）
- h 公共施設等運営権に係る負債
- i その他

ただし、上記の科目のうち、契約負債及び上記以外の項目に属する負債及び純資産の合計額の100分の1以下であり、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、一括して掲記することができる。契約負債について、他の項目に属する負債と一括して表示できるが、その場合、科目及びその金額をそれぞれ注記しなければならない。一方で、上記の科目に該当しない項目であっても、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えるものについては、当該負債の内容を示す科目をもって別に掲記しなければならない。引当金については、その設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記することが必要であり、金額が少額な場合には他の適当な科目に一括して表示できるとされている。

ワンポイントポイント

資産除去債務は、それが発生したとき（通常、資産の取得時）に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、その後の金額（割引価値）で算定する。なお、将来キャッシュ・フローには、有形固定資産の除去に係る作業のために直接要する支出のほか、処分に至るまでの支出（例えば、廃棄や管理のための費用）も含める。また、割引率は、貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率とする。

資産除去債務の解消（履行）は、当該有形固定資産の除却が行われた時であるため、通常は、固定負債と勘定上され、除却が明確となり、1年内での解消（履行）が明らかとなった場合には、流動負債と組み替えて表示する。

② 通常取引以外の手形債務

設備、支払手形のように、通常取引以外取引に基づいて発生した手形債務については、「支払手形及び買掛金」から除外するのが原則であるが、負債及び純資産の合計額の100分の1以下であれば、「支払手形及び買掛金」に含めることもできる。

③ デリバティブ取引により生じた正味の債務

デリバティブ取引により生じる正味の債務で、負債及び純資産の合計額の100分の5を超えるものについては、その内容を示す名称を付した科目をもって記載する。

④ 棚卸資産及び工事損失引当金の表示

同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。なお、同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、表示方法に応じて注記の内容が異なるので注意が必要となる（〔2-1-29〕参照）。

⑤ 諸税金の未払分の表示

法人税、住民税及び事業税の未払額については、「未払法人税等」として表示する。

なお、当該連結会計年度の利益に関連する金額を課税標準とする事業税及び事業税であっても、その未納付分については「未払法人税等」に含めて表示する。また、事業に係る事業所税の未納付分については、「未払事業所税」等その内容を示す適当な名称を付した科目をもって表示する（金額に重要性がない場合は、未払金等他の適当な科目に含めて表示する）。

消費税の未払分については、「未払消費税等」等その内容を示す適当な名称を付した科目をもって表示する（金額に重要性がない場合は、未払金等他の適当な科目に含めて表示する）。

⑥ 未払従業員賞与の表示

期末時点において未払いの従業員賞与がある場合は、以下の表示方法で計上する。

支給額が確定している場合	賞与支給額が支給対象期間に対応して当期に帰属する額を「賞与費用」として計上する。
	賞与支給額が支給対象期間以外に帰属する額を「未払賞与」として計上する。
支給額が確定していない場合	支給見込額のうち当期に帰属する額を「賞与引当金」として計上する。

ワンポイント・アドバイス

賞与の表示の方法は、第1規定を準用していないことに鑑みれば、引当金科目をその他に含めて掲記することについては十分に留意する必要がある（固定負債の引当金も同様である）。

注記事項の準備

未払金や未払費用は期末日以降に請求書が届く場合やスポットでの取引があるため、計上漏れが発生しやすい。そのため定期的に発生する項目については予め、計上伝票を用意しておくと共に請求書送付の依頼や関係部門への事前連絡を行い、極力、計上漏れのないようにする必要がある。

6 固定負債

① 固定負債に属する科目

固定負債とは、社債、長期借入金、引当金（流動負債の範囲に入る引当金を除く）及びその他の負債で流動負債に属さないものをいう。固定負債に属する負債は、以下の項目の区分に従い掲記する。

- a 社債
- b 長期借入金（金融手形を含む）
- c リース債務
- d 繰延税金負債
- e 引当金
- f 退職給付に係る負債
- g 資産除去債務
- h 公共施設等運営権に係る負債
- i 負ののれん
- j その他

ただし、上記の科目のうち、引当金及び退職給付に係る負債以外の科目で、負債が純資産の合計額の100分の1以下であり、他の項目に属する負債と一括して表示することが適切であると認められるものについては、一括して掲記することができる。一方で、上記の科目に属しない項目であっても、負債が純資産の合計額の100分の5を超えるものについては、当該負債の内容に応じた科目をもって別に掲記しなければならない。

引当金については、流動負債の場合と同様にその設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記することが必要であり、金額が少額な場合には他の適当な科目と一括して表示できるとされている。

④ 自己新株予約権の表示

連結財務諸表提出会社又は連結子会社が発行した新株予約権を当該発行会社が保有している場合には、自己新株予約権として、新株予約権から控除して表示する。ただし、新株予約権の次に自己新株予約権の科目をもって、新株予約権に対する控除項目として掲記することもできる。

⑤ 株式引受権の表示

2019 年 12 月に成立した「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号。以下「改正法」という。）により、2021 年 3 月 1 日以後に生じた取引から「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）第 205 条の 2 において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行して、株式会社等が取締役等の報酬等として株式の発行等をする場合には、金銭の払込み等を要しないことが新たに定められた。

そのため、割当日において、新株を発行した場合には、株式引受権として計上した額を資本金又は準備金に振り替える、または、割当日において、自己株式を処分した場合には、自己株式の取得原価と、株式引受権の帳簿価額との差額を、自己株式処分差額として、会計処理を行う。

実務担当者の準備作業

連結財務諸表作成業務は、各社決算整理後残高試算表の転記→連結勘定科目の計上→連結精算表→連結精算表から組替表の作成→組替表から開示用財務諸表への転記といった流れになる。通常、連結勘定科目を計上した後の連結精算表をそのまま連結財務諸表の基として利用することはできない。上記しているとおり、連結財務諸表の開示方法は、連結財規で詳細に定められており、連結精算表から開示用連結財務諸表向けに勘定科目の集約や相殺が必要となる。そこで連結精算表から開示用連結財務諸表への集約や相殺の履歴を残すとともに、事後的にチェックできるように組替表を作成しておくことが便利である。また、連結財規では「資産の総額（負債及び純資産の合計額）の 100% の以上の科目は独立して掲記」という内容の規定が多い。そこで、組替表に構成比欄を設けておくことで、組替時に「集約可能か独立掲記が必要か」を明瞭に判別できるので便利である。なお、前期と比較して項目を集約、または区分掲記した場合には、表示方法の変更が認められる必要となるので留意が必要である。その他、貸倒引当金や減価償却累計額の表示方法などの表示方法が認められている場合には、原則として継続して当該方法を採用することが必要となる。そのため、自社にどのような方法で表示するかは、予め決めておく必要がある。

開示ルールが頻繁に変更されるため、常に最新の開示様式（適用時期に注意）を入手しておく必要がある。

表示上の重要ポイント

構成比の関係で、独立掲記が必要な項目か否かをチェックする仕組み（ダブルチェック等）を構築する必要がある。特に、業務上、「その他」勘定にてイレギュラーな項目が発生した場合に、独立掲記の判定が必要となることから、注意が必要である。また、前期までは独立掲記が必要だったものの、今期から集約表示が可能となる項目もあるので、これについても把握できるようにする必要がある。

組替項目には、ルーチンの組替項目（減価償却累計額の控除等）と判断を要する組替項目（独立掲記、集約表示等）がある。ルーチンの組替項目が漏れなく行われていることと、判断を要する組替項目が適切に行われていることを担保する仕組みを構築・運用する必要がある。

組替表から連結貸借対照表への転記ミスを発見するためには、各合計額の検算を行うことが有用である。

各勘定科目の並び順は、連結財規に概ね定められている。そのため、並び順についてチェックする体制を構築・運用する必要がある。

連結貸借対照表全体をレビューし、単位間違い、日付の誤り、位置ずれ、カンマ漏れ、注記との整合性についてチェックする体制を構築・運用する必要がある。

資料

〔関連条文等〕

- ・ 連結財規 17 条～ 47 条
- ・ 連結財規様式第四号の様式及び記載上の注意
- ・ 開示府令第 3 号様式（記載上の注意）(41)・(42)、同第 2 号様式（記載上の注意）(61)
- ・ 企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」
- ・ 消費税の会計処理について（中間報告）
- ・ リサーチ・センター審理情報〔No.15〕「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」
- ・ 実務対応報告第 35 号「公共施設権等運営事業者における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」

〔必要となる資料・データ〕

- ・ 連結精算表
- ・ 前期組替表
- ・ 最新の開示様式
- ・ 最新の EDINET タクソノミ
- ・ 前期の有価証券報告書

〔リファレンス〕

- ・ 【主要な経営指標等の推移】〔2 - 1 - 2〕
- ・ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状況の分析】〔2 - 1 - 10〕
- ・ 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項（連結会計方針に関する事項）〔2 - 1 - 27〕
- ・ 会計上の変更と誤謬の訂正〔2 - 1 - 28〕
- ・ 連結株主資本等計算書（純資産項）〔2 - 1 - 24〕
- ・ 連結キャッシュ・フロー計算書（現金及び預金残高：不一致の場合あり）〔2 - 1 - 25〕
- ・ 勘定科目に関する注記〔2 - 1 - 26〕
- ・ 連結貸借対照表関係の注記〔2 - 1 - 29〕と関連付けられる科目との整合性
- ・ 連結株主資本等計算書関係の注記〔2 - 1 - 32〕と新株予約権残高
- ・ 連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記〔2 - 1 - 33〕と現金及び預金等の残高
- ・ 金融商品関係の注記〔2 - 1 - 35〕と各金融商品の残高
- ・ 有価証券関係の注記〔2 - 1 - 36〕と有価証券の残高
- ・ 退職給付関係の注記〔2 - 1 - 38〕と退職給付に係る負債
- ・ 税効果会計関係の注記〔2 - 1 - 40〕と繰延税金資産（負債）残高
- ・ 資産除去債務に関する注記〔2 - 1 - 41〕と資産除去債務残高
- ・ リリース情報等の注記〔2 - 1 - 43〕と資産残高
- ・ 1 株当たり情報の注記〔2 - 1 - 45〕と純資産残高
- ・ その他、関連する注記事項との整合性については、各注記事項参照
- ・ 連結附属明細表（社債残高、借入残高、リース債務及び資産除去債務残高）〔2 - 1 - 47～2 - 1 - 49〕

1 編

2 編

3 編

4 編

第 1 章

有価証券報告書

1 サマリー情報

位置づけ 決算短信は上場企業が最も早く通期決算の情報を開示する書類という位置付けであり、法令ではなく証券取引所の上場規程により適時開示が求められる。いわゆる決算発表とは、決算短信の公表を指す。

参 照 ひな型編〔3-1-1〕

解 説

1 記載の時点と決算発表時期

通期決算短信は、一連結会計年度（連結財務諸表非作成会社は一事業年度）以下、特に断りのない場合は連結ベースで説明する）を対象とした業績を開示する。したがって、連結損益計算書・連結包括利益計算書（2計算書方式の場合）・連結株主資本等変動計算書・連結キャッシュ・フロー計算書はその連結会計期間を前提に期首から期末までの状況を、連結貸借対照表は連結会計年度末の財務状態を表示する。

決算発表時期は、有価証券報告書や半期報告書と異なり、市場上の期首が決められていない。証券取引所では、通期決算の場合、遅くとも期末後45日以内に開示されることが適当とし、さらに期末後30日以内での開示が望ましいとしている。また、東京証券取引所では、上場企業の決算発表日を集計して公表している。一方で、上場会社は、決算の内容が定まった場合は所定で決算短信により直ちにその内容を開示することが義務付けられており、四半期決算の早期開示の取り組みを取り下げたことと歩調を合わせ、投資者ニーズに応える形で上場会社が積極的に早期開示することが求められている。東証の集計によれば2025年3月期決算会社の決算発表にかかる平均所要日数は10.7日、前年と同程度の平均所要日数となっている。5月14日（水曜日）に413社（18.5%）が決算発表を行うなど、平日への集計傾向が顕著となっている。東京証券取引所では、決算発表集中を回避し、早目に開示するよう、また、立会時間終了時刻後に集中しないよう、上場企業に対して呼びかけている。

なお、サマリー情報は、開示の自由を高めるとして速報としての役割に特化するため、様式の使用義務が撤廃された。ただし、従来使用されていた様式は参考様式として、〔日本基準〕（連結）、同（非連結）、〔IFRS〕（連結）及び〔米国基準〕（非連結）の4種類が定められており、東京証券取引所では引き続き、参考様式に基づいて決算短信の作成・開示を要請している。以下では、特に断りのないかぎり、〔日本基準〕（連結）を前提に説明する。

2 表題等部分及びヘッダー情報

サマリー情報のうち、決算期、公表日や会社名等が記載されている部分を表題等部分という。ここには上記のほか、上場取引所、銘柄コード（4桁の証券コード）、代表者の役職氏名、問合せ責任者の役職氏名、問合せ先電話番号、臨時株主総会開催予定日、配当支払開始予定日、有価証券報告書提出予定日、決算補足説明資料作成の有無及び補足説明会開催の有無（必要に応じて説明会の対象者の種別を追加する）が記載される。決算補足説明資料及び決算説明会開催の有無については、企業行動規範において「望まれる事項（努力義務）」として「決算内容に関する補足説明資料の公平な提供」が求められていることから、投資者ニーズに応える適切な決算発表を行うために、決算短信の開示以外の対応もあわせて行うことが望まれている。

TDGとしてサマリー情報を作成する際（後述）に、財務会計基準機構の会員マークが掲載される（FASF会員の場合）。なお、有価証券報告書提出予定日及び配当支払開始予定日については、決算発表日後に変更が行われた場合であっても、変更した旨の開示は必須ではないとされる。また、期末配当の支払開始予定日が未定の場合は「未定」、期末配当を行わない場合は「－」表記することとされる。

サマリー情報より後の添付資料の部分においては、ヘッダー情報として会社名、証券コード、決算期の記載

が求められている。

3 サマリー情報の記載項目

サマリー情報の参考様式では、大別して次の項目が記載されている。

- a 連結業績
 - ・連結経営成績
 - ・連結財政状態
 - ・連結キャッシュ・フローの状況
- b 配当の状況
- c 連結業績予想
- d 注記事項（期中における連結範囲の重要な変更、会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正等表示、発行済株式数に係る情報など）
- e 個別業績（参考）
 - ・個別経営成績
 - ・個別財政状態
 - ・個別業績予想
- f 決算短信が公認会計士又は監査法人の監査の対象となる旨
- g 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

4 連結業績－連結経営成績

連結経営成績は、決算期を表記しつつ、次に掲げる項目につき当期連結決算期及び前連結決算期を併記する形式で記載する。

- a 売上高
- b 営業利益
- c 経常利益
- d 親会社株主に帰属する当期純利益
- e 1株当たり当期純利益
- f 潜在株式調整後1株当たり当期純利益
- g 自己資本当座純利益率
- h 総資産経常利益率
- i 売上高営業利益率

これらの各項目は、上場会社の情報を一律に比較しやすくするため、百万円単位及び対前期増減率（当期と前期の差額を前期の数値で除して算定する。なお、前期・当期の一方もしくは両方がマイナスの場合又は対前期増減率が20%以上となる場合は「－」表記する）を記載することが求められる。なお、企業の業種により、売上高（営業収益等）が「営業収益」等の場合であっても、売上高を示す最も適切な指標について開示する。また、包括利益（2期分）を注書きするとともに、参考として持分法投資損益（2期分）を脚注形式で記載する。以下、これらの項目を詳述する。

① 親会社株主に帰属する当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益（e・f）

これらの算出にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準2号）及び同適用指針（企業会計基準適用指針4号）に基づかなければならない（銭未満四捨五入）。潜在株式が存在しない場合、希薄化効果を有している潜在株式が存在しない場合又は1株当たり当期純損失の場合は「－」表記となる。

投資家の視線

1株当たり当期純利益は、EPS（Earnings Per Share）といわれ、資本市場において最も重視される投資指標の一つである。株価＝今期予想 PER（PriceEarnings Ratio：株価収益率）× EPS で計算されるからである。

② 自己資本当期純利益率（g）

$$\text{自己資本当期純利益率} = \frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2} \times 100$$

（注）自己資本：連結貸借対照表上の「純資産合計」－株式引受権－新株予約権－非支配株主持分

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準5号）及び同適用指針（企業会計基準適用指針8号）により、我が国の貸借対照表の純資産の部は表記が複雑になっており、単純に株主資本当期純利益率といってしまえば、その他の包括利益累計額が含まれないこととなる。そこで、自己資本とは（注）に示したように、未利用の資本ストックである新株予約権と非支配株主持分とを控除した額となる。なお、自己資本は一定時点の資本ストックを表す概念であるから、一定期間に帰属した利益を積み出した資本ストックとして、期首及び期末の自己資本の平均値を用いるのが一般的である。この計算式における分母がマイナスの場合は「－」表記となる。

投資家の視線

自己資本当期純利益率は、投資家が重要な株主資本収益率（ROE：Return On Equity）にほぼ対応し、株主から委託された資本を用いて一定期間にどれだけ利益を獲得したかという効率性を表す指標である。米国では平均20％程度、日本では平均10％前後ともいわれ、2009年の金融危機以前は株主資本はおさえめにし、有利子負債を活用して事業資金を調達し、ROEを高め、誘導するレバレッジ経営がもてはやされた。危機後、財務安全が求められるようになったとはいえ、年金基金等の投資家の観点からすれば、株主資本をいかに効率的に活用して利益を獲得するかという点の重要性が薄れたわけではない。長期的にはROEの高い企業は株価も高いという事実があり、企業としては継続的にROEを高める経営が求められている。

③ 総資産経常利益率（h）

$$\text{総資産経常利益率} = \frac{\text{親会社株主に帰属する当期経常利益}}{(\text{期首総資産} + \text{期末総資産}) \div 2} \times 100$$

（注）総資産：連結貸借対照表上の「資産合計」

投資家の視線

総資産経常利益率は、効率性を表す財務指標の一つである総資産当期純利益率（ROA：Return On Asset）に類する指標であり、企業がいかに総資産を活用して利益（ここでは経常利益）を獲得したかを表す。活用していない遊休資産等が多ければROAは低くなり、資産の効率活用が図られていないことを表すことになる。また、事業活動に投下されている資本効率をみるために、ROI（Return On Investment）やEBITDA（Earnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortization）等、さまざまな指標が考案されている。

④ 売上高営業利益率（i）

企業の本業から獲得された利益である営業利益が売上高に対して占める割合であり、収益性を表す指標とさ

計算書の各区分の合計額及び現金及び現金同等物期末残高を記載すればよい。

7 配当の状況

配当の状況には、前期・当期・次期（予想）を併記する形式で、①1株当たり配当金、②配当金総額（年間）、③配当性向（連結）、④純資産配当率（連結）を記載する。株式分割が行われた場合、前期の数値を修正するかどうかについては、前期の数値をそのまま記載し、年間配当金は「-」としたうえで、欄外に株式分割等を行った旨を記載することとされる（遡及修正した値を記載する場合には、サマリー情報にページ目を追加して記載する）。

① 1株当たり配当金

1株当たり配当金は、当期及び前期に属する日を基準日とする配当の状況並びに年間の個別配当金総額を記載する。基準日は第1四半期末・第2四半期末・第3四半期末・期末の順が規定され、四半期配当制度を採用していない場合であっても省略できず、「-」表記とする。連結業績の欄と連結業績予想の欄においては、上から当連結決算期・前連結決算期の順に並べて記載するが、配当の状況においては上から前期・当期・次期（予想）の順に並べて記載するため、注意が必要である。

各基準日において、定款に基準日の定めがあるにもかかわらず配当を行わない場合（当期予想を「-」）には「0円00銭」と表記し、定款に基準日の定めがないため配当を行わない場合は「-」表記とする。

配当予想額が未定の場合は「-」表記とし、欄外に配当予想額が未定である旨を記載する。配当予想を開示しない場合も「-」表記とし、欄外に配当予想を開示しない旨を記載する。

投資家の視線

1株当たり配当金は、株主還元の中では最も重視される指標である。企業の成長ステージ（成熟した大企業か、成長中の新興企業か）によっても、配当方針は異なるため、投資家の投資判断に大きな影響を及ぼす。一般に、新興企業は資金に回すために配当を抑え、無配とし内部留保を優先する一方、成熟した大企業は高めの配当方針を掲げ、株主還元の姿勢を強調することが多い。また、配当（インカム・ゲイン）中心の投資家にとっては、配当利回り（1株当たり配当金／株価）も重要である。株式も金融商品の一種であるため、長期の資産運用の観点から国債等と比較されることも多いためである。

② 配当金総額（年間）

前期及び当期に属する日を基準日とする普通株式に係る現金配当（個別）の総額をそれぞれ記載することとされる。年間の配当金総額の予想の記載は求められていない（TDnetでサマリー情報を入力すると、斜線で表示が塗りとなる）。

③ 配当性向（連結）

配当性向（連結）＝ $\frac{\text{普通株式に係る1株当たり個別配当金（年間）}}{\text{1株当たり連結当期純利益}} \times 100$

（注）次期については、分母・分子とも予想額により計算する。

配当性向は、親会社株主に帰属する当期純利益のうちどの程度配当に回すかを意味し、株主還元の姿勢を表す指標である。分母がマイナスの場合は「-」表記とする。配当性向は1株当たりベースで計算し、配当金総額ベースで計算するのではない点に注意が必要である。また、分母は単体の当期純利益ではなく、連結ベースとなる。

④ 純資産配当率（連結）

$$\text{純資産配当率（連結）} = \frac{\text{普通株式に係る 1 株当たり個別配当金（年間）}}{(\text{期首 1 株当たり連結純資産} + \text{期末 1 株当たり連結純資産}) \div 2} \times 100$$

純資産配当率とは、企業が一定期間の純資産を用いて利益を獲得した中から、どの程度配当に回しているかという株主還元の姿勢を表す指標である。年間配当金と対比するため、1株当たり連結純資産も期首・期末の平均値を用いる。なお、分母がマイナスの場合は「-」を記載することになる。

投資家の視線

純資産配当率は、株主還元指標としての株主資本配当率（DOE：Dividend On Equity Ratio）に相当するものである。DOEは、年間の配当金総額を株主資本で割って算出するもので、式を分解すると「配当性向×株主資本利益率（ROE）」と表せる。また、最近では自己株式の取得を含めて株主還元総額と株主資本還元率（自己資本総還元率、総還元性向ともいう）を株主還元率と見做す企業もある。

⑤ 記念配当、特別配当がある場合

当期の期末日を基準日とする配当金に記念配当又は特別配当がある場合は、欄外にその内訳を記載するものとされる。

⑥ 配当原資に資本剰余金が含まれる場合

当期又は当四半期の期末を基準日とする配当に、配当原資に資本剰余金が含まれる場合は、配当の状況欄の欄外にその旨を記載し、サマリー情報に3ページ目を追加し記載を設けて、その内訳（1株当たり配当金、資本剰余金を配当原資とする配当金総額）及び純資産減少割合（所得税法第61条2項3号に規定する割合）を記載することが求められる。

⑦ 種類株式を発行している場合

普通株式と権利関係の異なる種類株式を発行している場合には、その種類株式に係る配当金は、普通株式に係る配当金と区別して、サマリー情報に3ページ目を追加し記載することが必要である。この場合、配当の状況欄の欄外に「当該配当の状況は普通株式に係るものである旨及び種類株式に係る配当の参照ページを注記することとされる。なお、前記の当期及び次期のいずれにおいても配当を行わない種類株式については記載は不要である。

⑧ 現物配当がある場合

前期・当期・次期に属するいずれかの日を基準日として現物配当（配当財産が金銭以外の配当）を行った場合（予定を含む）には、配当の状況欄の欄外に現物配当がある旨を記載し、サマリー情報に3ページ目を追加し記載を設けて、基準日、配当財産の種類、配当財産の帳簿価額の総額及び1株当たり価額、配当財産の時価総額及び1株当たりの価額、効力発生日（予想の場合には、基準日、配当財産の種類、配当財産の帳簿価額の総額及び1株当たりの価額）を記載することが求められている。株主に対して金銭分配請求権を付与する場合には、その旨及び金銭分配請求権を行使できる期間、配当財産に代えて支払うこととした1株当たりの金額及びその旨を記載する。こうした現物配当を行う場合は、サマリー情報の配当の状況において、1株当たり配当金の算定上、現物配当（現物配当を行うに際して株主に対して付与する金銭分配請求権を含む）は配当に含めずに算定することが求められている。なお、一定の数未満の株式を有する株主に配当財産の割当てをしない場合には、その旨及びその数を記載しなければならない。

1編

2編

3編

4編

第1章

決算短信

⑨ 会社法の配当規制との関係

会社法上、剰余金の配当の配当原資は、配当の効力発生日における分配可能額（最終事業年度末日の剰余金を基礎としてそれに一定の金額を加減算して算出した金額）とされている。これは、剰余金を確定する手続が、事業年度に係る計算書類について行われることに基づいている。

3月決算会社において一般にみられる期末配当及び中間配当を行うケースを考えると、期末配当及び中間配当は、その直前事業年度末日の剰余金を基礎として算出した分配可能額となる。

これに対して、決算短信の配当記載欄の表示は、会社法に基づく配当原資による区分ではなく、投資者の便宜を考慮して基準日による区分にしたがって表示することとされる。すなわち、配当の状況のうち×2年3月期においては×2年3月期（×1年4月～×2年3月）に基準日が属する配当として①②の配当を記載し、×3年3月期においては×3年3月期（×2年4月～×3年3月）に基準日が属する配当として③④の配当を記載することになる。

	①	②	③	④
区 分	中間配当	期末配当	中間配当	期末配当
基 準 日	×1年9月末日	×2年3月末日	×2年9月末日	×3年3月末日
配 当 支 払 日	×1年11月	×2年6月	×2年11月	×3年6月
配当原資	×1年3月末日の剰余金を基礎として算出した分配可能額	×2年3月末日の剰余金を基礎として算出した分配可能額	×2年9月末日の剰余金を基礎として算出した分配可能額	×3年3月末日の剰余金を基礎として算出した分配可能額

8 連結業績予想

① 業績予想開示のスタンスの変更

従来、サマリー情報には、翌連結会計年度の連結業績予想を開示することが求められてきた。投資者の投資判断は、一般に、上場会社の将来の企業価値（株式価値）の予測に基づいて行われるため、自社の状況及び将来の経営方針に関して最も詳細で客観的な情報を有する上場会社自身によって開示される将来予測情報は、証券アナリスト等の高い企業分析能力を有する専門家においても、完全に代替することは困難であり、投資者にとって有用な投資判断情報であると位置づけられてきた。会社法は、第2四半期連結累計期間及び連結会計年度に係る「売上高」「営業利益」「経常利益」「会社株主に帰属する当期純利益」「1株当たり当期純利益」の予想値が表形式で開示されることとなった。

しかし、「上場会社における業績予想開示の在り方に関する研究会報告書」（2011年7月29日 公益財団法人日本証券経済研究会）に基づいて、2012年に業績予想に関する実務上の取扱いが変更された。すなわち、証券取引所は、投資者の投資判断に有用な将来予測情報の積極的な開示を、引き続き上場会社に対して要請する。このため、将来予測情報の開示の具体的な方法は、従来、決算短信等で開示されてきた「次期の業績予想」の形式に限定されるものでないことを明示した。上場会社それぞれの実情や投資者との継続的なコミュニケーションを踏まえて、適切な将来予測情報の開示方法や開示内容について検討することが求められている。

また、将来予測情報の開示内容や開示形式の変更を行う場合には、過去の実績数値や同業他社の開示内容との比較可能性の低下など、投資者の利便性に影響が生じないように、例えば設備投資計画やそれに伴う減価償却負担の変動見通し、事業環境に係る見通し（前提条件）や前提条件の変動による業績の感応度など、投資者の投資判断に有用な将来予測情報の開示の継続及び一層の充実のほか、「次期の業績予想」を含む将来予測情報の開示の在り方に関する自社の考え方の提示など、投資者との積極的なコミュニケーションの実践を通じて、安易な情報開示の後退との批判を招くことのないよう留意すべきである。

② 将来予測情報の適切な開示に関する要請

将来予測情報の開示に際して、不合理な前提や不適切な算定方法に基づいていることにより、偽計取引や風

説の流布等の法的責任が追及された事例もあるため、上場会社においては、将来予測情報の合理的な算出に努めることはもちろん、投資者における将来予測情報の適切な利用を促進する観点からも適切な配慮が望まれる。こうした観点から、上場会社に要請される具体的な内容は、次のとおりである。

- ア セグメント・事業分野別の見通しや業績に大きな影響を与える可能性のある重要な経営上の施策など、将来予測情報の背景についての決算短信（定性的情報）等における具体的な説明
- イ 将来予測情報から実績を大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、投資者がよりやすい将来予測情報の利用に関する注意文言の表示
- ウ 当初予想時点から業績に変動を与える事情が生じた場合における速やかな将来予測情報の見直しの検討・実施

③ 将来予測情報の位置付けに関する説明の推奨

「次期の業績予想」の開示に関連して、業績予想は必ず達成されるべきコミットメントであるという誤解がなされる場合があり、そうした誤解が投資者に不利益にはたらく可能性がある。経営者バイアスを誘引したり、結果として業績予想と実績に乖離が生じた場合に過度な株価変動をもたらすような投資行動を招く懸念が指摘される。

本来、業績予想は、合理的に仮定された条件に基づいて算出されたものであって、必ず達成を約束する趣旨のもの（経営者によるコミットメント）ではなく、業績の推移に応じた修正が当然に予定されるものであるが、一方で、将来予測情報として開示される内容に、こうした典型的な意味の「業績予想」だけでなく、幅広い性質の情報が含まれるものと考えられる。

そこで、証券取引所では、上場会社に対して、将来予測情報の開示に際して、当該情報の背景やその前提条件として仮定された重要な事項に関する説明とあわせて、当該情報の開示における位置付け（例えば、客観的予想、目標、保守的なコミットメントなどが想定されるか、それらに限られるものではない）について、投資者に適切に理解されるよう、適時開示資料の表題もしくは記号・箇所の区分は注意表示の付記などの方法により、適切に説明することを推奨している。

④ 自由記載形式の将来予測情報

従来の表形式の「次期の業績予想」に加えても、次の場合には、例外的に異なる形式での業績予想の開示が認められてきた。

ア 第2四半期累計期間の業績管理を年間のみで行っている等の理由の場合。	
イ 翌四半期の予想数値の開示	市況等の変動による影響が極めて大きく、投資者から誤解されない適切な予想数値の開示が困難である場合。
ウ レンジ形式での開示	事業環境の動向等による業績の変動幅が大きく、特定の数値による予想が困難である場合や、特定の数値による予想を開示することでかえって投資者に誤解を与えるおそれがある場合。この場合には、業績予想の前提の変動要因や変動幅の上限・下限となるそれぞれのケースにおける事業環境の状況等についての説明が必要とされた。
エ やむを得ず業績予想の開示が困難な場合	市況変動、事業環境の動向等による業績への影響が極めて大きく、特定の数値による業績予想のみならず、レンジ形式、翌四半期の予想ですら、適切な開示が困難である場合には、開示を省略することもやむを得ず認められた。この場合、現時点では業績予想を開示できない合理的な理由並びに期末又は四半期末に近づき予想の開示が可能となった時点ですみやかに開示する旨及びその開示を行う時期の見込みの記載が求められた。

また、このほか、翌四半期の業績予想をレンジ形式で示した例や通期の当期純利益のみを開示した例（決算補足説明資料では業種特有の財務指標の予想値を開示）、事業環境が急に不透明になったことから売上高のみを開示した例などがあるとされる。

これに対して、新たに認められた自由記載形式の「自由記載欄」には、例えば、上場会社の個別の事情を踏まえた主要な経営指標の予想値や将来見通しに係る記述的な説明など、多様な将来予測情報を記載することができ、また、決算発表又は四半期決算発表に際して開示する事項のうち、上場会社が投資者の投資判断に有用と判断した情報を、明瞭かつ簡潔に記載することもできる。過去の事例としては、「将来の業績を予想するのには有用と思われる情報」として定性的な記述を行っているケースや、「将来の業績を予測するために有用と思われる情報」として経営指標や財務指標の見込みを開示しているケースなどがあるとされる。

実務担当者の準備作業

対外的に業績予想を公表する場合には、次期の業績予想値の前提となる単年度の経営計画数値をしっかりとまとめておかなければならない。決算短信としては、当期の連結決算の業績実績に対して次期の業績予想数値とその増減率が正しく開示されていればよいのであって、増減収、増益／減益の数値の開示自体は問題とされない。ただし、当期の業績動向と著しく離れた業績予想を開示する場合、その理由の説明が不十分だと、投資者にとって投資判断に資する有用な情報とはいえない点に十分留意する必要がある。

⑤ 「次期の業績予想」の開示を行わない場合の実務上の留意事項

決算短信における業績予想を「次期の業績予想」の形式で開示しない場合には、ア 「業績予想の修正等」に係る適時開示義務との関係、イ インサイダー取引規制における「重要事実」との関係、ウ IRにおける「選択的な開示」との関係などが問題となる。

ア 「業績予想の修正等」に係る適時開示義務との関係

業績予想の修正等に関する上場会社は、企業価値の売上、営業利益、経常利益又は純利益等について、公表された直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表された直近の前連結会計年度の実績値）に比較して、上場会社が新たに算出した予想値又は前連結会計年度の決算において差異が生じた場合等にあつては、その内容を直ちに開示することが義務付けられる（上規 405 条 1 項）。そのため、「次期の業績予想」の開示を行わない場合であっても、既に「次期の業績予想」に相当する情報を有しており、その内容が前期の実績値と乖離が大きい場合（上規 407 条 1 項各号の重要性の判断基準に該当する場合）には、その内容を直ちに開示する必要がある。

また、期初で既に開示している「次期の業績予想」に相当する情報と前期実績との乖離が軽微であっても、期中に新たに算出した予想値や、連結会計年度の末日後の決算集計において把握された実績値が、前期の実績値と乖離が大きいものである場合には、同様にその内容を直ちに開示しなければならない。このように、期中で「次期の業績予想」を開示しない場合であっても、社内において「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合には、「業績予想」に関する開示が一切不要になるわけではないことについて、適切に理解することが証券取引所は上場会社に対して注意を促している。

イ インサイダー取引規制における「重要事実」との関係

インサイダー取引規制においても、「新たな予想値の算出」は法令上の重要事実該当する（以下、“インサイダー取引規制上の”「予想値」を単に「予想値」という）。そのため、社内において「予想値」を有している場合には、上場会社及び上場会社関係者によるインサイダー取引の未然防止の観点から適切な配慮が必要となる。証券取引所では、上場会社の計算におけるインサイダー取引を禁止する（上規 442 条）とともに、会社関係者によるインサイダー取引の未然防止に向けた必要な体制整備を求めている（同 449 条）。したがって、上場会社が「次期の業績予想」の開示を行わない場合であっても、「予想値」に相当す

る情報を有している場合には、その情報管理の徹底や、重要事実該当することとなった場合の適切な情報開示に向けて、十分な体制整備を図る必要がある。

実務担当者の準備作業

「予想値」（金商法 166 条 2 項 3 号）に関して、金融庁から法令解釈上の考え方が示されている。これによれば、業績に係わる将来予測情報がすべて「予想値」に該当するものではなく、今般、証券取引所における業績予想開示に係る実務の見直しにより、従来からインサイダー取引規制上対象であった将来予測情報が新たに「予想値」となるわけではないとされる。

例えば、これまで、試算、集計過程等で「予想値」には該当しない数値を保有し、これらから精査・加工のうえ、特定の売上高、経常利益又は親会社株主に帰属する当期純利益の数値を「予想値」として開示していた場合、今回の実務の見直し後に特定の売上高、経常利益又は親会社株主に帰属する当期純利益の数値を開示することをやめたことによって、これまで「予想値」に該当しなかった試算・集計過程等で保有する数値が「予想値」とされることはない。

なお、個別のケースにもよるが、会社の将来の業績が、業界、事業活動、地域及び法的・経済的環境等の要因により大きく影響を受ける等の理由で、将来の事象及び状況等について蓋然性が必ずしも高いとは考えていない前提・仮定を設けたうえで試算した数値・数値や、実際に社内で確認するに至らず、対外的に合理的に説明するに至らないような試算値等は、一般的には「予想値」に該当しない可能性が高いと考えられている。しかし、こうした試算値等であっても、前提・仮定等が如何によらず、相当な蓋然性をもって重要事実該当しうよう十分な業績の増動が見込まれる場合には、インサイダー取引規制の趣旨からすれば、「予想値」を柔軟な解釈のもと何らかの形で積極的に策定のうえ、公表することが望ましいとされている。

ウ IR における「選択的な開示」との関係

上場会社が期初に「次期業績予想」を開示せず、社内に「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合には、その内容を特定の取引先・機関投資家、証券アナリスト又は報道機関等との間の日常的なコミュニケーション（IR 活動等）において、開示したものであるか否かにかかわらず、個別に提供してしまうリスク（「選択的な開示」が生じるリスク）が生じることになる。

こうした「選択的な開示」は Selective disclosure といわれ、「IR と任意開示」（2 編 8 章 2 節）で説明されるように、公平な情報提供の観点からは、避けるべきものである。

こうした「選択的な開示」が生じた場合、個別の上場会社の情報開示姿勢に対する不信感の原因となるだけでなく、証券市場全体の公正性に対する投資者の信頼をも毀損する懸念があるため、上場会社において「選択的な開示」の防止や、意図せずに「選択的な開示」を行ってしまった場合の公平かつ速やかな開示の実施について十分に配慮する必要がある。なお、証券取引所では、「選択的な開示」に起因するものであるにもかかわらず、上場会社について不明確な情報が生じた場合（例えば適時開示が行われなかった段階で観測報道が行われた場合など）においては、その事実関係を上場会社に照会するとともに、照会結果に基づいた適時開示を求めることにしている（上規 415 条 1 項、2 項）。

9 その他

サマリー記載には「その他」の記載事項として、次の項目を掲げる必要がある。

① 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）

当期における連結範囲の変更を伴う特定子会社（開示府令 19 条 10 項に規定する特定子会社）の異動の有無を記載する。異動がある場合は「有」と記載し、新規に連結の範囲の対象となった又は連結の範囲から除外さ

1 編

2 編

3 編

4 編

第 1 章

決算短信

れた特定子会社の社数・社名をそれぞれ記載することとされる。なお、詳細については、必要に応じて添付資料を参照する旨を記載する。

② 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

当期における会計方針の変更（連結財規 14 条の 2 及び 14 条の 3）、会計上の見積りの変更（同 14 条の 6）及び修正再表示（同 14 条の 8）の適用の有無を記載する。会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合（同 14 条の 7）は、「①会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「②会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載することが求められる。なお、会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当する。

③ 発行済株式数

当期及び前期の普通株式に係る期末発行済株式数（自己株式を含む）及び期末自己株式数及び期中平均株式数（1 株当たり当期純利益（連結）の算定上の基礎となる期中平均株式数）を 1 単位で記載する。また、必要に応じて添付資料（例えば、連結財務諸表注記の「1 株当たり当期純利益」の参照ページ）を記載することが求められる。

10 個別業績の概要

連結財務諸表作成会社においては、「(参考) 個別業績の概要」として、各社の経営成績及び財政状態を記載するが、上場会社が投資者ニーズを踏まえた上で、投資判断情報の有用性が乏しいと判断する場合には、表題を含めて記載を省略することができる。

経営成績については、売上高・営業利益・経常利益・当期純利益・1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を記載し、連結経営成績で定められている自己資本当期純利益率・総資産経常利益率・売上高営業利益率といった財務比率の開示は不要である。

財政状態については、連結の場合、同じく総資産・純資産・自己資本比率・1 株当たり純資産を記載する。

また、個別業績予想については、上場会社各社の個別業績予想に基づき、開示対象項目や開示対象期間の追加又は削除、開示形式の変更を行うことが可能とされる。なお、連結財務諸表作成会社が「個別業績予想」を開示していない場合に、インサイダー取引規制上の重要事実との関連には特に注意を要する。前事業年度の実績値と比較して、当事業年度の計算数値が 10% 以上変動し、インサイダー取引規制上の重要事実（金商法 166 条 2 項 3 号）に該当するときは、その内容を開示する必要がある。具体的には、①前期個別売上高から 10% 以上増減した場合、②前期個別経常利益額から 30% 以上増減した場合（増減額が前期個別純資産額（注）の 5% 以上のときに限る）、③前期個別当期純利益額から 30% 以上増減した場合（増減額が前期個別純資産額（注）の 2.5% 以上のときに限る）といった場合である（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 51 条）。この開示は、サマリー情報の「個別業績の概要」において前事業年度及び当事業年度の実績値の記載を行うことで足りるとされるが、この記載を省略する場合には、別途開示が必要となる。

前期個別純資産額が資本金の場合、資本金と読み替える。

11 決算短信（公認会計士又は監査法人の監査の対象外である旨の表示）

決算短信において開示される連結財務諸表等については、金商法上の監査手続の対象ではないことを明確にし、投資者に対して注意喚起を行っている。

決算短信には、事業報告や有価証券報告書などの法定開示に先立って決算の内容を迅速に開示する速報としての役割が求められるため、証券取引所は決算の内容が定まった場合には直ちにその内容を開示することを求めている。

過半の上場会社が監査の終了前に決算短信の開示をしている一方、会社法監査の終了後に決算短信を開示している会社が全上場会社の約4割ある。

証券取引所は、決算短信の意義は法定開示に対する速報にあるということを踏まえて、監査の終了を待たずに決算の内容が定まったと判断した時点での早期開示を要請している。

12 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

サマリー情報には、上記の業績数値等に関するデータのほか、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」を記載しなければならない。内容的には、免責条項にあたるいわゆる「スクレーマー」(Disclaimer) 文言である。具体的には、投資者が将来の予測情報である業績予想を適切に利用できるようにするため、実績を業績予想から大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、将来情報に関する注意文言を、投資者が分かりやすいように記載することが求められる。同時に、業績予想の背景となる条件等の説明について、添付資料の「経営成績等の概況」を参照する旨と参照ページを記載する。ここでの「参照文」としては、業績予想を変動させるリスク要因について言及する場合と、リスク要因等の説明を添付資料に委ねる場合とが考えられる。

「その他特記事項」としては、必要に応じて、決算補足説明資料の開示機会内容（説明会、電話会議の解説説明や動画、音声情報等）の入手方法を記載する。また投資者が四半期決算の内容を適切に理解するうえで特に必要な事項を記載しなければならない。

13 積極的な情報開示の取組みに関する要請

証券取引所は、決算発表に際して、上場規則に基づく決算短信の開示にとどまらず、投資者に対して積極的な情報開示の取組みを行うよう要請している。また上場会社においては、決算発表の機会を貴重な投資者とのコミュニケーションの場としても積極的に活用することが望まれており、例えば、決算発表に際して、決算短信の開示に加えて、次のような取組みを行うことが例示されている。

- ア 決算補足説明資料の作成
- イ 個人投資家、国内外の機関投資家、アナリストに対する決算説明会の開催
- ウ 決算説明会における説明内容や質疑応答の内容を記録した書類、決算説明会の様子を記録した動画・音声情報の自社ウェブサイト等での提供
- エ 英訳された決算補足説明資料（決算短信・四半期決算短信のほか、決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料など）の提供

また、東証では、英訳の開示資料を海外機関投資家に伝達するためのプラットフォームとして「英文資料配信サービス」を提供している。当面、和文の決算発表資料と同日開示でなくてもよいこととして運用されており、上場会社による積極的な利用が望まれる。

さらに、上場会社は、決算の内容について補足説明資料を作成し、決算説明会などで投資者に提供する場合には、当該資料が投資者への公平な情報提供に努めることが義務付けられている（上規 452 条）。公平な情報提供を追求する取組としては、次のようなものがある。

- ア TDnet／英文資料配信サービスへの登録
- イ 自社ウェブサイトへの掲載
- ウ 投資者からの求めがあった場合に個別送付
- エ 機関投資家を含めた幅広い投資者に対する決算説明会の開放、自社ウェブサイトによる動画・音声情報等の提供 など

また、近年、ESG（環境、社会、ガバナンス）に関する事項を記載した資料を独立した報告書等の形式で作成、開示する取組みが増加しており、こうした情報開示の充実に向けた自発的、積極的な取組みは望ましいとされる。これらの資料の開示にあたっては、決算補足説明資料等と同様に、広く株主及び投資者に対して公平

な情報提供に努める必要がある。

14 サマリー情報のXBRL提出

サマリー情報はTDnetのXBRLファイル作成機能を用いて登録・提出することが求められている。TDnetでは、サマリー情報を模した入力欄がブラウザ上に設けられ、企業の開示担当者はここにデータを入力していく。入力内容を登録すれば、サマリー情報の1～2ページ目のデータがXBRLファイルとして登録されるとともに、入力内容が決算短信のレイアウトで表示され、上場会社はこれをPDFファイルに変換してTDnetへの登録及び印刷等を行なわなければならない。また、他社製（例えば印刷会社）のツールを用いて作成したXBRLファイルを登録することもできる。

資 料

〔関連条文等〕

- ・ 決算短信様式・作成要領等
- ・ 企業会計基準2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」
- ・ 実務対応報告9号「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」
- ・ 開示府令19条10項
- ・ 金商法166条2項3号、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第19条

〔必要となる資料・データ〕

- ・ 各種財務資料との整合性を確認可能な一表一表は財務諸表の最終ドラフト
- ・ 次期の業績予想根拠資料
- ・ 連結の範囲の変更に関する情報

〔リファレンス〕

- ・ 決算短信の連結財務諸表〔3-1-1-4〕
- ・ 「経営成績の概況」の「次期の見通し」における会計処理との整合性〔3-1-2〕
- ・ 有価証券報告書の「主要な経営指標等の変移」〔2-1-2〕
- ・ 連結財務諸表の作成に際しての会計処理の原則・系統・表示方法等の変更に関する有価証券報告書の注記〔2-1-28〕、決算短信内での開示の注記

1 株式会社の現況に関する事項

位置づけ 計算書類とともに定時株主総会において株主に一事業年度の成果を報告する書類として中心的な位置を占める。

参 照 ひな型編〔4-2-1〕

解 説

1 事業報告の作成

株式会社は、各事業年度にかかる計算書類（貸借対照表、損益計算書、その他株式会社の財産及び負債の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの）及び事業報告並びにこれらの附属書類を作成しなければならない（会社法 435 条 2 項）、取締役は、定時株主総会で事業報告の内容を報告しなければならない（会社法 438 条 3 項）。

2 会社の区分と事業報告の記載事項

事業報告の記載事項は会社法施行規則 118～126 条に規定されており、会社区分ごとに定められる記載事項が異なる。

通常の上場会社 で必要となる 記載事項	公開会社	① 会社の現況に関する事項（会規 120 条 1 項 7 号）
		② 会社の株式に関する事項（会規 122 条 1 項 2 号）
		③ 株主の新株予約権に関する事項（会規 123 条 1 号）
		④ 取締役に関する事項（会規 121 条）
		⑤ 社外役員に関する事項（会規 124 条 4 号ホ）
	会計監査人	⑥ 会計監査人の職務に関する事項（会規 126 条）
	すべての会社	⑦ 株式会社の状況に関する重要な事項（会規 118 条 1 号）
		⑧ 内部統制システムの内容の概要（会規 118 条 2 号）
		⑨ 特定完全子会社に関する事項（会規 118 条 4 号）
		⑩ 親会社等との間の取引に関する事項（会規 118 条 5 号）
		⑪ 株式会社の支配に関する基本方針の内容等（会規 118 条 3 号）

通常の上場会社であれば、会社法上の公開会社（株式の譲渡制限がない）であり、かつ、会計監査人設置会社であるため、①～⑩の記載が必要となる。また、買収防衛策等、会社の支配に関する基本方針を定めている場合には、⑪の記載も必要となる。なお、これら会社区分の判定時期は事業年度末日現在とされる。

また、事業報告の株主への提供のしかたとして、合冊方式（招集通知・事業報告・計算書類・株主総会参考書類を一つの冊子とまとめる）と分冊方式（招集通知・株主総会参考書類と事業報告・計算書類とを分けた冊子とする）とがある。多くの会社が合冊方式を採用している。合冊方式、分冊方式のいずれにしても、冊子の左上に（添付書類）などの表記をつけるのが一般的である。

3 会社の現況に関する事項

会社の現況に関する事項においては、株式会社の現況として、次に掲げる事項について当事業年度における内容を記載する（会規 120 条）。連結計算書類を作成している場合には、当社及びその子会社からなる「企業集団の現況に関する事項」として記載することができ、これに応じて表題も変更する。また、事業が 2 以上の部門に分かれている場合には、部門別に区分することが困難である場合を除き、部門別に記載することとされ

る（会規 120 条 1 項）が、一般的には、決算短信や有価証券報告書同様、セグメントの区分に応じて記載しているケースが多いと考えられる。なお、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び同適用指針の適用により、有価証券報告書や決算短信の経営成績等の概要に関する記述は、マネジメント・アプローチによるセグメント区分に統一しているものと考えられる。したがって、事業報告においても、従来のセグメント区分とは異なる区分で記載を行う場合には、その旨の説明が必要とされる。この場合、「事業の経過及びその成果」でセグメントを変更している旨について説明すれば、「設備投資の状況」「主要な事業内容」「使用人の状況」等について再度その旨の記載を要しない。

- ① 事業の経過及びその成果
- ② 設備投資の状況
- ③ 資金調達の状況
- ④ 対処すべき課題
- ⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
- ⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況
- ⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
- ⑧ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分等の状況
- ⑨ 直前三事業年度の財産及び損益の状況
- ⑩ 主要な事業内容
- ⑪ 主要な営業所及び工場
- ⑫ 使用人の状況
- ⑬ 重要な親会社及び子会社の状況
- ⑭ 主要な借入先
- ⑮ その他株式会社の現況に関する重要な事項

以下、簡単に上記の記載上のポイントをみていく。

① 事業の経過及びその成果

当事業年度における事業活動を、(a)経営環境、(b)経営の状況、(c)売上高・経常利益・当期純利益等の業績数値を前事業年度と比較しながら、その業績数値に至った理由とともに説明する。その他、当事業年度中の重要な契約等の締結・解除、重要な研究開発活動、重要な固定資産の取得・処分等を記載することも考えられる。最近では、事業内容やセグメントの売上高等の業績を写真・グラフで表現する企業も増加してきている。

事務担当者の準備作業

セグメント別の業績の概要説明が中心となるため、決算短信の経営成績の説明や有価証券報告書の【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】の部分と、基本的には同じ内容になるものと考えられる。印刷会社のツールを用いて決算短信や有価証券報告書の原稿を作成する場合でも、一度は Microsoft 社の Word やテキストデータで共通の原稿を保持しておくことよい。また、会社法及び有価証券報告書の監査に対応できるように、同一の元資料や同一であることが容易に確認できるための工夫をしておくことが望ましい。

② 設備投資の状況

期中に完成したものだけでなく、継続中の設備投資、生産能力に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却・撤去・処分等についても、記載することが望ましいとされる。当期中の設備投資総額と主なものの具体的内容について記載するのが一般的であり、有形固定資産だけでなく、ソフトウェアなどの無形固定資産、リース資産を含めて説明する場合もある。

実務担当者の準備作業

有価証券報告書の【設備の状況】における【設備投資等の概要】にほぼ該当するため、記載ぶりを合わせておく必要がある。

③ 資金調達の状況

経常的な借入金については記載せず、増資又は社債発行など非経常的な資金調達について記載するのが一般的である。ただし、営業資金等の場合でも、相当の資金量を必要とする業種であり、借入金に依存する割合が大きい場合で、コミットメントライン契約を締結しているときには、借入金の状況について記載することもあると見られる。

実務担当者の準備作業

増資の場合には、有価証券報告書の【株式等の状況】のうち【発行済株式総数、資本金等の推移】との整合性、社債や借入金の場合には【連結附属明細表】や単体の【主な資産及び負債の内容】と科目・金額について一致させておく必要がある。

④ 対処すべき課題

「事業の経過及びその成果」の記載との関連や、会社で決定した経営計画などとの整合性に留意しつつ、事業の推進のために克服すべき当面の主要な課題を説明すべきである。なお、最近では、内部統制システムの整備等、コンプライアンスに関する取組み、環境問題やCSR（Corporate Social Responsibility）について記載する例も増加している。

実務担当者の準備作業

有価証券報告書や決算短信に定める「経営方針」「経営環境及び対処すべき課題等」の記載ぶりとの整合性を図る必要がある。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

事業年度中に「事業の譲渡」「吸収分割」「新設分割」の方法により、事業の譲渡を行った場合、その重要なものについて記載する。事業の譲渡については、「譲渡先の企業名」「譲渡した事業の内容」「譲渡の日付」等を記載し、吸収分割又は新設分割については、「分割先の企業名」「分割した事業の内容」「分割日」等を記載する。なお、本項目について「事業の経過及びその成果」又は「重要な親会社及び子会社の状況」等の項目で記載した場合、本項目を設ける必要はない。

⑥ 他の会社へ事業の譲受の状況

事業年度中に他の会社（子会社を含む）の事業を譲り受けた場合は、その譲り受けた事業について重要なものについて記載する。具体的には、「譲受け先の企業名」「譲り受けた事業部門」「譲受け日」等を記載する。なお、「事業の経過及びその成果」又は「重要な親会社及び子会社の状況」等の項目で記載した場合の取扱いは、上記⑤と同様である。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

事業年度中に吸収合併（会社以外の者との合併〈当該合併後当該株式会社が存続するものに限る〉を含む）又は吸収分割により他の法人等の事業を承継した場合には、「吸収合併又は吸収分割した会社の名称」「承継した権利義務」等を記載する。なお、「事業の経過及びその成果」又は「重要な親会社及び子会社の状況」等の

項目で記載した場合の取扱い、上記⑤⑥と同様である。

⑧ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

事業年度中に取得又は処分した他の会社（外国会社を含む）の株式、持分又は新株予約権等について、事業自体の移転と同視しうるものがあれば、その重要なものについて記載する。具体的には、「取得又は処分の日」「取得又は処分した株式その他の持分又は新株予約権等の種類及び数」「取得又は処分価額の総額」等を記載する。本項目も、事業報告中の他の項目に記載した場合には省略可能である。

実務担当者の準備作業

⑤～⑧の内容は、有価証券報告書ではさまざまなパートに関連するので、慎重に整合性を図る必要がある。例えば、【重要な契約等】や【関係会社の状況】、連結財務諸表における連結の範囲の変更に関する注記のほか、定性的情報として【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】の中に記述されることもあろう。

⑨ 直前三事業年度の財産及び損益の状況

財産の状況として総資産・純資産及び1株当たり純資産と、損益の状況として売上高・営業利益・経常利益・当期純利益及び1株当たり当期純利益を、図表により記載するのが一般的である。なお、直前三事業年度とは当事業年度を含まない、それ以前の三事業年度を指すが、比較可能性確保のため、当事業年度を含め四事業年度分を記載する。数値の説明は必須ではないが、この状況が大きく変動し、その要因が明らかな場合は、注記等で主な要因を説明するのが適当である。本項目も連結ベースで記載することが可能であり、その場合には単体ベースの財産及び損益の状況の記載も可能である。連結・単体の両方を記載する会社も多い。連結ベースで記載した場合には、表中の「当期」を「当連結会計年度」「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」とする。

なお、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を適用した場合、会社法に基づく（連結）計算書類は単年度が基本のため、財産及び損益の状況に係る数値においては当事業年度の金額に反映したうえで注記を付すことが考えられる。あるいは遡及修正した後の数値を注記に追加してもよい。また、有価証券報告書に合わせた記載とする場合には、前事業年度の金額に反映したうえで注記を付すことが考えられる。あるいは過年度すべてを遡及修正した数値を記載してもよい。

実務担当者の準備作業

有価証券報告書の【主要な経営指標等の推移】との整合性を図る必要がある。

⑩ 主要な事業内容

会社の定款で事業目的ではなく、現に行っている事業の内容を記載する。一般的には、セグメントの名称を記載する。連結ベースでも、事業部門名ないしセグメント名から内容が推認できる場合には、その名でよい。

実務担当者の準備作業

有価証券報告書における【事業の内容】との整合性を図る必要がある。

⑪ 主要な営業所及び工場

事業年度の末日における主要な営業所及び工場の名称、所在地（都道府県名又は市名が多い）を記載する。連結ベースで記載する場合には、主要な子会社や海外展開している国名について記載する。営業所につい

1編

2編

3編

4編

第2章

事業報告

ては登記された支店だけではなく、実際の事業における主要な営業所を記載する必要がある。支店等が多い場合には、地域別店舗数、国別海外事業場数等を記載することも考えられる。なお、まだ事業を行っていない建設中の工場ないし施設については記載を要しない。

実務担当者の準備作業

有価証券報告書における【主要な設備】の状況との基礎資料の共通化を図るべきであろう。

⑫ 使用人の状況

実際の記載例では「従業員の状況」と表示する例が多く、ここでは「人数」「前期末（又は前期末会計年度末）比増減数」「平均年齢」「平均勤続年数」等について記載する。従業員の構成等に重要な変動がある場合、臨時従業員、出向、パート等についても注記するのが適当である。連結ベースでの記載においては、平均年齢や平均勤続年数の把握が困難であるときは、記載を省略するケースが多い。また、連結ベースで記載した場合でも単体での記載を省略することができるが、単体の状況と併記することも考えられる。

実務担当者の準備作業

有価証券報告書における【従業員の状況】との整合性を図る必要がある。

⑬ 重要な親会社及び子会社の状況

重要な親会社の状況として、「親会社の名称」「持株数」「出資比率」等を記載するとともに、「事業上の関係」があればその内容等を記載する。重要な子会社の状況として、有価証券書類作成会社においては、連結対象かどうか、持分法適用会社かどうか、連結子会社かどうか、場外会社であるかなど等を基準にして重要な子会社の範囲を画定し、また、それ以外の会社については、子会社との関係、子会社の規模等から重要な子会社の範囲を画定したうえで、その重要な子会社について記載することが考えられる。記載内容は、「子会社の名称」「主要な事業内容」「資本金」「出資比率」等を記載するとともに、「子会社の増加減少」等があればその内容も記載することとされる。その他、当事業年度中の親会社との交代や子会社の合併・設立等があれば、公表済みの内容を記載してもよい。当該株式会社に親会社がある場合、当該親会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約が存在するときは、事業報告においてその内容の概要を記載しなければならない。

実務担当者の準備作業

有価証券報告書における【関係会社】【提出会社の親会社等の情報】との整合性を図る必要がある。

⑭ 主要な借入金

当事業年度において主要な借入先がある場合には、その借入先及び借入額（借入残高）を記載する。具体的には金融機関等からの借入額が自社の資金調達において借入金割合が大きい場合に記載が必要となる。なお、実質的に無借金状態であったり、会社の事業規模に比較して借入金の額が僅少であり、会社の事業への影響が小さい場合には、借入金が存在しても記載を要しないとする考え方もある。また、シンジケートローンやコミットメントライン等について記載する例もある。

実務担当者の準備作業

有価証券報告書における連結附属明細表の【借入金等明細表】【主な資産及び負債の内容】との整合性を図る必要がある。

⑮ その他株式会社の現況に関する重要な事項

上記の各項目以外に重要な事項がある場合には、その事項を記載する必要がある。例えば、重要な訴訟の提起・判決・和解・事故・不祥事・社会貢献等について記載する。また、独立の項目とせず、「事業の経過及びその成果」や「対処すべき課題」に記載することもある。

後発事象については、個別ないし連結注記表の重要な後発事象に関する注記として記載するため、後発事象のうち会計に関する部分については本項目に記載する必要はない。なお、事業年度の末日後に生じた資産及び損益に影響を与えない重要な事象が生じた場合には、本項目に記載する。

実務担当者の準備作業

有価証券報告書における関係パート、例えば、【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】、【重要な後発事象】や【その他】等との記載ぶりの整合性を図る必要がある。

資料

〔関連条文等〕

- ・ 会社法 435 条 2 項
- ・ 会社法施行規則 118 ～ 126 条
- ・ セグメント情報等の開示に関する会計基準及び適用指針

〔必要となる資料・データ〕

- ・ 各種財務資料との整合性を確認可能な一貫した財務諸表（最終ドラフト）
- ・ 有価証券報告書と共通の部分については、基礎資料の統合を図ること

〔リファレンス〕

- ・ 有価証券報告書の【経営者による経営状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】〔2 - 1 - 10〕、決算短信の経営成績〔3 - 1 - 2〕等
- ・ 有価証券報告書の【設備投資等の推移】〔2 - 1 - 11〕
- ・ 有価証券報告書の【発行済株式総数、資本金等の推移】〔2 - 1 - 16〕、【連結附属明細表】の【社債明細表】〔2 - 1 - 47〕及び【借入金明細表】〔2 - 1 - 48〕
- ・ 有価証券報告書の【重要な後発事象】〔2 - 1 - 11〕、重要な後発事象〔2 - 1 - 46〕等
- ・ 有価証券報告書の【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】〔2 - 1 - 7〕
- ・ 有価証券報告書の【重要な経営指標等の推移】〔2 - 1 - 2〕
- ・ 有価証券報告書の【関係会社の状況】〔2 - 1 - 5〕
- ・ 有価証券報告書の【事業の内容】〔2 - 1 - 4〕
- ・ 有価証券報告書の【主要な設備の状況】〔2 - 1 - 14〕
- ・ 有価証券報告書の【従業員の状況】〔2 - 1 - 6〕

監 修

宝印刷株式会社

上場企業のディスクロージャー関連書類・EDINET データ作成および IR 活動に関するサポート事業大手。

上場予定会社の上場準備から既上場会社の継続開示サポートまで金融商品取引法、XBRL、会社法、IR、投資信託、REIT 等ディスクロージャー分野広範にわたるサービスを展開している。

有価証券報告書・招集通知記載事例集の作成、各種セミナーの企画、株主総会支援等コンサルティング業務や XBRL データ変換ツールの開発等、各種 IT ツールの開発にも注力している。

執筆協力者プロフィール

EY | Building a better working world

EY は、クライアント、EY のメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EY のチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EY のチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150 以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他の EYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

執筆協力者紹介（五十音順）

監 修	松本雄一（まつもと・ゆういち）
編 集 代 表	菅沼 淳（すがぬま・あつし）
レビューア	加藤圭介（かとう・けいすけ）
執筆協力者	岩田瑠梨子（いわた・るりこ）
	小畑 旭（おばた・あさひ）
	小板橋秀徳（こいたばし・ひでのり）
	中谷真久（なかや・まさひさ）
	吉澤直隆（よしざわ・なおたか）

2015 年 6 月 28 日 初版第 1 刷発行
2025 年 8 月 1 日 第 17 刷発行

財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキスト 解説編
2026年3月期基準(2025年8月1日版)

監 修 者 宝 印 刷 株 式 会 社
編 著 者 日 本 I P O 実 務 検 定 協 会
発 行 者 岩 村 信 寿
発 行 所 リンケージ・パブリッシング
〒 104-0061
東京都中央区銀座 1-12-4-7F
TEL 03(4570)7858
FAX 03(6745)1553

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用することは、著作者・出版社の権利侵害となり、著作権法上での例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いには以下の点にご注意ください。

- ・ 本書の著作権は、日本 IPO 実務検定協会にございます。
- ・ 本書の一部または全部を、データの種類（印刷物、電子ファイル、ビデオ、インターネット等）の如何にかかわらず、複製、転載、第三者へ転売（オークション含む）する事を禁じます。